

判例にみる
婦人の能力評価と労働権

— 1970年3月 —



労働省婦人少年局

は し が き

婦人の地位は、法制上も実生活上も、種々の変化をとげつつ、多くの点で向上してきたが最近女子の交通事故等による死傷の損害賠償事項に関して、女子の労働能力、主婦の家事労働の評価等につき注目される裁判例が出され、また、結婚退職制、若年定年制などについても、新たな視点に立つ判例が次々と出されている。ここに最近の関係裁判にみられる判例の主なものを集録し参考に供することとした。

作成にあたって慶応義塾大学助教授法学博士人見康子氏のご協力をいただいた。記して感謝する次第である。

1970年3月

労働省婦人少年局長

高橋展子

資料作成の趣旨および引用判例について

本資料は、婦人の地位に関心をもたれる方々の参考資料とすることを目的として平易にとりまとめたものであって、専門的法律学的な解説を意図したものではない。

引用判例は、婦人被害者の損害賠償請求事件にみられる主婦の家事労働の評価を含む逸失利益および稼働能力の評価に関する判例、ならびに婦人労働者の結婚退職制、若年定年制、パートタイマーの雇用契約等、婦人に関連の深いものを取りあげた。ただし、家族法関係は除いた。

集録期間は、原則として昭和39年以降44年7月までの最近6年間とし、この期間外のものでも特に参考となるものはつけ加えた。

なお、判例概要の紹介は、損害賠償請求関係については、集録した約50件のうち例示的に7件を、婦人労働者の労働権関係については、7件全部を掲載した。

目 次

は し が き	1
資料作成の趣旨および引用判例について	2
第1章 婦人の稼働能力の評価	5
Ⅰ 解 説	7
1 有職婦人の逸失利益	8
2 家庭の主婦の逸失利益	9
3 幼女の逸失利益	10
Ⅱ 判例にみる損害賠償額一覧	12
Ⅲ 判例概要	30
1 主婦の家事労働の評価	30
(1) 主婦の死亡につき逸失利益を否定した例	30
(2) 主婦の死亡につき逸失利益を肯定した例	32
2 有職婦人の稼働能力の評価	35
(1) 29歳の未婚の有職婦人死亡の逸失利益に関する判例	35
(2) キャバレー・ホステスの逸失利益に関する判例	37
(3) 42歳の既婚の有職婦人死亡の逸失利益に関する判例	39
3 幼女の稼働能力の評価	42
(1) 幼女死亡につき推定結婚年齢以後の逸失利益を否定した判例	42
(2) 幼女死亡につき推定結婚年齢以後の逸失利益を家事労働も含め肯定した例	44
参 考 大審院判例	47

第2章 婦人労働者の労働権49

I 解 説51

1 若年定年制および結婚退職制51

2 パートタイマーの労働契約52

II 判 例 概 要53

(1) 住友セメント結婚退職若年退職誓約書事件53

(2) 豊国産業結婚解雇事件56

(3) 春風堂ハートタイマー解雇事件58

(4) 神戸野田奨学会職場結婚退職事件60

(5) 小野田セメント大船渡工場退職事件63

(6) 茂原市役所職場結婚退職誓約書事件66

(7) 東急機関工業若年定年退職制事件69

判 例 索 引73

用語の解説78

附 録81

I 損害賠償について84

II 権利実現の手続86

III 婦人に関する統計資料90

第1章 婦人の稼働能力の評価

1

2

I 解 説

婦人が働くということで、もっとも一般的に考えられるのはまず家事労働であるが、これはその性格上、価値の判定が非常にむずかしい。さらに、収入のある労働について考える場合も、婦人については結婚、出産、家事という重要な役割をあわせ考えなければならないので、労働が婦人の全生活中に占めるウェイトを判断することは容易ではない。

ここでは、民事裁判において、被害者が女子の場合、相手方に対して請求した損害賠償の中に、家事労働がどのように評価されているか、また収入を得て労働するということが、婦人の生活の中でどのような位置を与えられているか、そして、これらに対し、裁判所が行なった判決がそれをどう扱っているかという観点から、この問題を考えてみた。

損害賠償請求の訴訟では、その損害をうけなければ得ていたであろう利益、すなわち、逸失利益、あるいは得べかりし利益が争点となる。女子が被害者の場合、これをどのように計算するかが問題なのである。

男子については通常一定の年齢まで収入を得るものと考えられ、得べかりし利益は、減収分と稼働年数から容易に算定できる。しかし、女子は多くの場合に収入を得ていないし、収入を得ていても、稼働年数は一般に短いのが普通である。そこで、女子の逸失利益は従来男子にくらべて算定額が低いのが普通であった。しかし、本来、人の生命の値段にそう差違があることはおかしいという考え方から、逸失利益を中心とする財産的損害の不均衡は、慰謝料で是正しようとする（慰謝料の補完性）考え方や、あるいは、女子の逸失利益算定に新しい算定基準を見出そうとする考え方（後述主婦の逸失利益参照）も出てきている。

女子被害者を、有職婦人、家庭の主婦、幼女の三つの場合に分けて、逸

失利益を中心として、その損害額算定の現状と問題点におよんでみよう。

1 有職婦人の逸失利益

有職婦人は、現に収入があるから、その減収分は算定しやすい。しかし、将来どれだけの期間を稼働期間とするかは算定がむずかしい。一般的に定年制があれば定年まで、その他は、本人の健康、職業、年齢などを考慮して稼働期間が算定される。

- 学校教諭において満34歳まで（東京地判 昭41.11.15 索引11事件）11頁注参照
- 会社勤務の既婚婦人につき49歳の定年まで（東京地判 昭42.11.13 索引12事件）
- 日雇労働者である農家婦人につき71歳まで、ただし61歳からは減額されるとする（高松地判 昭43.1.25 索引13事件）
- 38歳のバーホステスは46歳まで（東京地判 昭43.1.25 索引14事件）
- 24歳のキャバレーホステスにつき35歳まで（高知地判 昭41.4.14 索引10事件）
- 65歳の茶・華道教授につき72歳まで（東京地判 昭43.7.20 索引15事件）等がみられる。

以上の例のように、稼働期間は職業によって、とくに差違が甚だしい。

稼働年数の認定については、裁判所はかならずしも平均余命にはこだわらず、一般に経験則にしたがって、「死者の経歴、年齢、職業、健康状態その他諸般の事情を考慮して、自由な心証によってその活動期を認定しうる」とする最高裁 昭36.1.24 第三小法廷判決に示されるように、男子被害者の場合もかなり多様な認定が行なわれている。

なお有職婦人については、収入を得ている期間のほかに、後述の家庭婦人の逸失利益を認める判決の傾向に伴い、職業をやめた後は家庭婦人の逸

失利益を認める傾向にある。

たとえば24歳の有職婦人の身体傷害に際し、1年間は会社員として、その後の30年間は家庭婦人として逸失利益を算定しているのである（東京地判 昭39.12.21 索引33事件）。

2 家庭の主婦の逸失利益

主婦が家庭労働に専らしたがっている場合は、収入を得ていないから逸失利益の算定は困難である。

収入がないから逸失利益を算定できないとする見解は、古くから存在し（東京控判 昭11.4.22）、現在も同旨の見解をとる判決が存在する（大阪地判 昭42.12.22 後掲判決集索引4事件ならびに幼女の死亡の逸失利益につき将来主婦となつての逸失利益を否定する大阪地判 昭42.4.19 後掲判決集索引22事件）。

しかし、主婦の逸失利益を認める先例もすでに昭和7年に大審院判決中にあった（大判 昭7.12.23）。この先例では、女子の通常の労働賃金から生活費を控除して、純益に平均余命年数を乗じて、現在価格を算定している（後掲参考 III判例概要）。

主婦の逸失利益を認める最近の判決は、その理由を詳細に論じている。肯定する判決を、その肯定の根拠から大別するとつぎのようになる。

- (i) 男子無職者の場合と同じく、将来の稼働能力喪失の見地から算定するもの（東京地判 昭43.2.29 索引5事件）。
- (ii) 妻の家事労働の価値を、妻が生存すればまぬがれたはずの出費から評価しようとするもの（東京地判 昭42.11.13 後掲判決集索引12事件）。
- (iii) 妻の家事労働の価値は、夫等の所得中に含まれることが、民法第762条第2項財産分与の趣旨からうかがえるから、そこから算定基準を見出そうとする（大阪地判 昭41.5.31 索引1事件）。

の三者に大別される。

妻の逸失利益を否定する見解は、従来の逸失利益の概念が稼働能力に立脚している点からみると、正しい面を含むといえよう。

しかし、現在の判決の人勢は、肯定に傾きつつあるようで、実際の算定基準には家政婦賃金あるいは女子労働者の平均賃金を考慮して算定するか、稼働期間については、あるいは55歳まで、あるいは60歳までとまちまちである。

妻の家事労働の評価が夫婦間では可能であることか財産分与についてほぼ認められているところである。

3 幼女の逸失利益

一般に年少者の逸失利益の算定は困難である。しかし、最高裁判決 昭和39 6.24は、「年少者死亡の場合における右消極的損害の賠償請求については、一般の場合に比し不正確さか伴うにしても、裁判所は被害者側が提出するあらゆる証拠資料に基づき、経験則とその良識を十分に活用して、てきうるかぎり蓋然性のある額を算出するよう努め、ことに右蓋然性に疑いもたれたときは、被害者側にとって控え目な算定方法（たとえば収入額につき疑があるときはその額を少な目に、支出額につき疑があるときはその額を多めに計算し、また遠い将来の収支の額の懸念があるときは算出の基礎たる期間を短縮する等の方法）を採用することにすれば、慰謝料制度に依存する場合に比較して、より客観性のある額を算出することができ、被害者側の救済に資する反面、不法行為者に過大な責任を負わせることともならず、損失の公平な分担を窮極の目的とする損害賠償制度の理念にも副う」ものとしている。

そこで幼女の場合には、将来就職の可能性、結婚の可能性の点で、男子と異なるから、その算定には問題がある。

幼女は、その家庭環境に応じて、就職時あるいは中学卒業後（大阪地

判 昭42. 4. 19 索引22事件),あるいは高校卒業時から(大阪地判 昭43. 3. 12 索引24事件),あるいは短大卒業時から(札幌地判 昭43. 12. 18 索引25事件)と認定する。

職業の終期は、一般に結婚平均年齢の24・5歳とされている。

結婚後の主婦としての逸失利益を認めるかどうかについては、前述(2)でも明らかなように見解が分かれるから、それらが反映して、否定するもの大阪地判 昭42. 10. 27 索引23事件、大阪地判昭和42. 4. 19後掲判決索引22事件)等があり、肯定するものには(大阪地判 昭41. 5. 31 索引1事件、(和歌山地裁田辺支部判 昭41. 12. 5 索引21事件、大阪地判 昭43. 3. 12索引24事件、札幌地裁 昭43. 12. 18 後掲判決索引25事件)等がある。

以上の判例の概観から、女子有職者の場合は、稼働期間における女子の定年や一般的な退職年齢が、男子にくらべ低いこと、主婦となって収入がない場合の逸失利益の算定基準について問題が存在することがわかる。

近時婦人労働の状況は、急速に変化しつつあり、労働者数、のとくに既婚者の大幅な増加を始め、平均年齢、勤続年数の上昇がいちじるしい。このような背景のもとに女子の若年定年制や、結婚退職制の無効が論じられるようになった現在、従来の損害賠償の算定基準が今後も維持されるかどうかは、かなり疑問視されよう。

また、主婦労働者の増加は、主婦の逸失利益算定の基準を、しだいに稼働能力を中心とするものに移行しうる余地を示すともいえよう。

女子被害者の損害賠償請求額は、その限りにおいて、婦人労働の現状を反映しているものであるし、婦人労働の将来の変化は、その損害賠償権のあり方をも決定するものと思われる。

(注) 女子教員の平均年齢、平均勤続年数

小学校 平均年齢36 3歳 平均勤続年数15. 5年 中学校 平均年齢33. 0歳
平均勤続年数10. 8年 高等学校 平均年齢34 3歳 平均勤続年数10. 2年

資料出所 文部省「学校教員調査」40年

II 判例にみる損害賠償額一覧 (I) 主婦の死亡

案 NO	事件番号 判決年月日	事 件 概 要	被 害 者		請求者	請 求	
			年齢	家族上の地位		財産的損害	
1	40(ワ)1300 41(ワ)812 41.5.31 大阪地裁	市電に乗車中、衝突事故により死亡した例 遺失利益を60歳まで平均賃金により算定した例 (無過失)	25歳	主婦	夫 子供 しゅうと	901,160 〔相続〕 個有 901,160 450,580 〔相続〕 個有 450,580 60,450 〔相続〕 個有 60,450	
2	41(ワ)33 41.11.16 東京地裁 八王子支部	横断歩行中、米軍人の飲酒運転による交通事故で5日後に死亡した例 (無過失)	52歳	主婦	夫 子供3人	566,722 〔相続〕 個有 566,722 各自 72,222 〔相続〕 個有 72,222	
3	39(ワ)67 42.1.25 神戸地裁 龍野支部	乗物に射により死亡した例 (無過失)	46歳	主婦	夫 子供4人		
1	41(ワ)3749 42.12.22 大阪地裁	歩道に於て中横死した例 遺失利益を否定した例 (無過失)	56歳	主婦	夫 子供2人	734,407 〔相続〕 個有 184,752 各自 549,655 184,752 〔相続〕 個有 184,752	
5	42(ワ)5067 43.2.29 東京地裁	横断歩道を通行中の交通事故で4日後に死亡した例 遺失利益を50歳まで平均賃金により算定した例 (無過失)	49歳	主婦	夫 子供4人	698,795 〔相続〕 個有 355,556 各自 343,239 177,778 〔相続〕 個有 177,778	
6	43(ワ)5450 44.7.23 東京地裁	横断歩道の表示のある道路を横断中車に衝突され死亡した例 60歳以上のため家事労働に対する遺失利益を否定したが、そのぶんを慰謝料で認められた例 (過失60%)	64歳	主婦	夫 子供10名	487,405 〔相続〕 個有 234,960 長男につき 252,445 843,249 〔相続〕 個有 46,992 他9名につき 796,257 74,239 〔相続〕 個有 46,992 27,247	

総額	認容総額	合計	備考	
慰謝料	財産的損害	慰謝料		
1,533,334 〔相続 533,334 〔固有 1,000,000 1,766,667 〔相続 266,667 〔固有 1,500,000 200,000 〔相続 — 〔固有 200,000	738,858 〔相続 738,858 〔固有 — 369,429 〔相続 369,429 〔固有 — 60,450 〔相続 — 〔固有 60,450	1,533,334 〔相続 533,334 〔固有 1,000,000 1,766,667 〔相続 266,667 〔固有 1,500,000 200,000 〔相続 — 〔固有 200,000	4,668,738	〔認容額について〕 遺失利益は、60歳まで家事労働の対価を女子の平均賃金を基準に月10,000円として算定
2,000,000 〔相続 500,000 〔固有 1,500,000 各自 833,333 〔相続 333,333 〔固有 500,000	516,722 〔相続 — 〔固有 516,722 長男につき 42,222 〔相続 — 〔固有 42,222 三男につき 52,222 〔相続 — 〔固有 52,222 四男につき 72,222 〔相続 — 〔固有 72,222	1,500,000 〔相続 500,000 〔固有 1,000,000 各自 533,333 〔相続 333,333 〔固有 200,000 三男につき 633,333 〔相続 333,333 〔固有 300,000 四男につき 833,333 〔相続 333,333 〔固有 500,000	4,283,387	〔認容額について〕 財産的損害については、弁護士報酬金、葬儀費用等で、遺失利益に関しては請求がないので認めていない。
1,000,000 〔相続 500,000 〔固有 500,000 各自 400,000 〔相続 200,000 〔固有 200,000		500,000 〔相続 — 〔固有 500,000 各自 200,000 〔相続 — 〔固有 200,000	1,300,000	
3,500,000 〔相続 — 〔固有 3,500,000 各自 1,000,000 〔相続 — 〔固有 1,000,000	549,655 〔相続 — 〔固有 549,655	2,500,000 〔相続 — 〔固有 2,500,000 各自 500,000 〔相続 — 〔固有 500,000	4,049,655	
933,333 〔相続 233,333 〔固有 700,000 長・二男につき 616,667 〔相続 116,667 〔固有 500,000 長・二女につき 816,667 〔相続 116,667 〔固有 700,000	325,474 〔相続 300,000 〔固有 25,474 各自 150,000 〔相続 — 〔固有 150,000	700,000 〔相続 200,000 〔固有 500,000 長・二男につき 400,000 〔相続 100,000 〔固有 300,000 長・二女につき 500,000 〔相続 100,000 〔固有 400,000	3,525,474	〔認容額について〕 財産的損害の中で遺失利益は 900,000円で、婦人労働者の平均賃金を取 240,000 円を基準として年間生活費を控除して算定
1,500,000 〔相続 — 〔固有 1,500,000 各自 400,000 〔相続 — 〔固有 400,000	159,340 〔相続 — 〔固有 159,340 長男につき 40,000 〔相続 — 〔固有 40,000	500,000 〔相続 — 〔固有 500,000 各自 70,000 〔相続 — 〔固有 70,000	1,399,340	〔認容額について〕 財産的損害については葬儀費用等である。

(2) 有 職 婦 人 の 死 亡

事件 NO	事件番号 判決年月日	事 件 概 要	被 害 者			請求者	請 求 財産的損害
			年 齢	職 業	家族上 の地位		
7	37(ワ)4885 39.1.16 東京地裁	夜に横断歩道ではないところを横断した時の交通事故、9日後に死亡した例 遺失利益を60歳まで算定した例 (過失50%)	29歳	事務員	嫁	父	1,226,196 〔相続 670,856 〔備有 〃
						母	1,170,856 〔相続 670,856 〔備有 〃
8	38(ワ)9 40.2.3 仁山地裁	道路(車道)上を横断中酷町屋敷による交通事故の例 将来夫とともに中川金井経営に当てる妻(まだ婚約中)が死亡した場合の遺失利益の喪失額を女性生活費の平均給料により60歳まで算定した例	23歳	ガラス 高事務員 手洗い	嫁	父	1,000,000 〔相続 1,000,000 〔備有 〃
						母	1,000,000 〔相続 1,000,000 〔備有 〃
9	37(ワ)251 40.4.23 横浜地裁	運送上の操作を誤ったトラックが診療所に入庫。その中で働いていた見習看護婦が死亡した例 遺失利益を35歳まで給料により算定した例	18歳	見習看護婦	嫁	母	3,421,371 〔相続 3,421,371 〔備有 〃
10	40(ワ)104 41.4.14 高知地裁	タクシー会社の運転手が運転中の乗客(キャバレー・ホステス)に暴行を加え殺害した例 35歳まで働けるとして損害額を算定した例	24歳	ホステス	嫁	父	2,928,000 〔相続 2,190,000 〔備有 738,000
						母	2,928,000 〔相続 2,190,000 〔備有 738,000
11	40(ワ)3456 41.11.16 東京地裁	バスの停車所までバスを持って立っていた時走ってきた貨物自動車に衝突され一人の女性が死亡した例 35歳まで働けるとして損害額を算定した例	22歳	長崎	嫁	父	2,094,560 〔相続 2,094,560 〔備有 〃
						母	2,094,560 〔相続 2,094,560 〔備有 〃
12	39(ワ)6674 42.11.13 東京地裁	道端横断中の会社勤務の主婦の交通事故で4日後に死亡した例 遺失利益を定年49歳とし専事方給は55歳まで算定した例 (過失約17%)	42歳	会社員	主婦	夫	1,164,506 〔相続 1,164,506 〔備有 〃
						7歳3人等自	776,336 〔相続 776,336 〔備有 〃

総 額	認 容	総 額	合 計	備 考
慰 謝 料	財産的損害	慰 謝 料		
	220,566 〔相続 所有 178,236 42,270 178,236 〔相続 所有 178,236 -----	550,000 〔相続 250,000 所有 300,000 400,000 〔相続 250,000 所有 150,000	1,348,742	年収 130,381円の本務員 (慰容額について) 逸失利益は60歳まで年収より生活費 を扣除年純益58,381円としてホフマ ン式により算定
500,000 〔相続 所有 500,000	608,235 〔相続 所有 608,235 -----	500,000 〔相続 所有 500,000		(慰容額について) 女性付込労働者の平均給料 (10,387 円)より月額純収入500円として60歳 まで算定
500,000 〔相続 所有 500,000	608,235 〔相続 所有 608,235 -----	500,000 〔相続 所有 500,000	2,208,235	
300,000 〔相続 所有 300,000	1,785,986 〔相続1,785,986 所有 -----	200,800 〔相続 所有 200,000	1,985,986	月収10,400円の見習看護婦 (慰容額について) 逸失利益は昭和2年まで給料をもと に純益 7,306円としてホフマン式で 算定 勤務先の医師の給も規定に基づく昇 給を根拠とする逸失利益は否定した 例
1,500,000 〔相続 所有 1,500,000	1,104,060 〔相続753,382.5 所有350,677.5	1,000,000 〔相続 所有 1,000,000		父母の老親によると 月収45,000円のホスワス (慰容額について) 純益月15,000円とし35歳まで働ける として算定
1,500,000 〔相続 所有 1,500,000	1,104,060 〔相続753,382.5 所有350,677.5	1,000,000 〔相続 所有 1,000,000	4,208,120	
500,000 〔相続 所有 500,000	781,441 〔相続 所有 781,441 -----	500,000 〔相続 所有 500,000		年収313,600円と291,600円の教師 (慰容額について)
500,000 〔相続 所有 500,000	781,441 〔相続 所有 781,441 -----	500,000 〔相続 所有 500,000	2,562,882	逸失利益は35歳まで年額(純利益) 169,600円、147,600円としてホフマ ン式により算定
1,000,000 〔相続 所有 1,000,000	1,536,428 〔相続1,536,428 所有 -----	1,000,000 〔相続 所有 1,000,000	2,536,428	
500,000 〔相続 所有 500,000	270,000 〔相続 所有 270,000 -----	500,000 〔相続 所有 500,000		年収 153,659円の会社員 (慰容額について)
各自 200,000 〔相続 所有 200,000	各自 180,000 〔相続 所有 180,000 -----	各自 200,000 〔相続 所有 200,000	1,910,000	家事労働対価相当額は一月14,800円 として算定

(2)の2 有職婦人の死亡

案 NO	事件番号 判決年月日	事 件 概 要	被 害 者			請求者	請 求 財産的損害
			年 齢	職 業	家系上の地位		
13	38(ワ)248 43.1.25 高松地裁	街道改良工事に働いていた農家の主婦が同工事の発破作業で飛散した石にあたって即死した例 遺失利益を家事労働を71歳までの家政婦賃金を基準として算定した例 (無過失)	51歳	工人	主婦	夫	3,709,396 相殺3,499,396 固有 210,000
14	41(ワ)5148 43.1.25 東京地裁	乗用車同乗中の交通事故の例 サステスとしては46歳まで働けるとして損害額を算定した例 (無過失)	38歳	サステス	主婦 (内縁)	夫 子供2人	各自 1,342,500 相殺1,342,500 固有 —
15	42(ワ)7180 43.7.20 東京地裁	横断歩道を歩行中の交通事故の例 遺失利益を72歳まで働けるとして認めた例 (無過失)	65歳	系華道 技 授	未亡人	妹 弟 姪2人	各自 1,287,370 相殺1,287,370 固有 —

総 額	認 容	総 額	合 計	備 考
慰 謝 料	財産的損害	慰 謝 料		
1,500,000 (相続) — (個有) 1,500,000	2,111,558 (相続) 2,051,558 (個有) 60,000	1,500,000 (相続) — (個有) 1,500,000	3,611,558	人夫による収入は月給 400円 養老 による収入は年取 120,000円の主婦 (認容額について) 逸失利益について人夫賃金日給 400 円 (51歳~61歳)・400円× $\frac{2}{3}$ (61歳 ~71歳)として算定 父家事労働については、71歳まで一 月11,250円 (県標準家政婦賃金)と して算定
2,000,000 (相続) — (個有) 2,000,000 各自 2,000,000 (相続) 1,000,000 (個有) 1,000,000	550,000 (相続) 550,000 (個有) —	500,000 (相続) — (個有) 500,000 長女につき 600,000 (相続) — (個有) 600,000 長男につき 1,000,000 (相続) — (個有) 1,000,000	3,200,000	月収 6 万円以上のホステス (認容額について) 逸失利益は、月収14,000円として46 歳まで算定 被害者自身の慰謝料請求は否定し た例
各自 750,000 (相続) — (個有) 750,000	各自 930,000 (相続) 930,000 (個有) —	妹・妹につき 400,000 (相続) — (個有) 400,000 弟・妹につき 200,000 (相続) — (個有) 200,000	4,920,000	(認容額について) 逸失利益は、年可 108万の収入より 生活費を控除純益年間54万として、 72歳までホフマン式により算定 姪に個有の慰謝料請求を認めたと例

(3) 幼女の死亡

事 件 NO	事 件 番 号 判決年月日	事 件 概 要	被 害 者		請 求 者	請 求	
			年 齢	家 族 上 の 地 位		財 産 的 損 害	
16	33(ワ)222 36.5.16 前掲地裁	遊技用飛行機のプロペラのまきこみ 事故により死亡した例 遺失利益を60歳まで平均賃金により 算定した例 (無過失)	6歳	娘	父	407,528 (相続 額)	269,997.5 137,530.5
					母	272,240 (相続 額)	269,997.5 2,242.5
18	37(ワ)6 39.3.2 名古屋地裁	母親が買物中道路左端に飛ばせてお いた幼女が死亡した例 遺失利益を否定した例 (母親の過失20%)	8歳	娘	父	760,360 (相続 額)	520,951 239,409
					母	575,893 (相続 額)	520,951 54,942
19	39(ワ)8801 40.7.14 東京地裁	夏期看護婦が泣いている乳児に錠剤 を服用させちっ息死させた例 遺失利益を55歳まで算定した例 (無過失)	5ヵ月	娘	父	1,503,867 (相続 額)	1,465,592 38,275
					母	1,503,867 (相続 額)	1,465,592 38,275
20	37(ホ)629 40.8.25 40.10.26 大阪高裁	後退してきたダンプカーにひかれ死 亡した例 遺失利益を55歳まで算定した例 (無過失)	5歳	娘	父	689,596 (相続 額)	668,946 20,650
					母	689,596 (相続 額)	668,946 20,650

総 額		認 容 総 額		合 計	備 考
慰 謝 料	財産的損害	慰 謝 料	合 計		
150,116 〔相続 額有 150,116〕	155,809 〔相続 70,392 額有 85,417〕	150,000 〔相続 額有 150,000〕			(認容額について) 逸失利益は月平均賃金 9,484円、そ の 1/2 を純益として20歳～50歳まで ホフマン式により算定
150,116 〔相続 額有 150,116〕	72,634 〔相続 70,392 額有 2,242〕	150,000 〔相続 額有 150,000〕	228,443		
250,000 〔相続 額有 250,000〕	56,000 〔相続 額有 56,000〕	160,000 〔相続 額有 160,000〕			(認容額について) 財産的損害については葬儀費用と父 親の休業による損失である。
250,000 〔相続 額有 250,000〕		160,000 〔相続 額有 160,000〕	376,000		
1,000,000 〔相続 額有 1,000,000〕	(相続分・個有分 併せて) 1,000,000	500,000 〔相続 額有 500,000〕			(認容額について) 賠償時間 年間純利益×(55-20歳)-年間利息) -年間利息=2,000,000円 以上とし てホフマン式により算定
1,000,000 〔相続 額有 1,000,000〕	1,000,000	500,000 〔相続 額有 500,000〕	3,000,000		
500,000 〔相続 額有 500,000〕	183,598 〔相続 162,948 額有 20,650〕	400,000 〔相続 額有 400,000〕			(認容額について) 財産的損害について逸失利益は、20 歳～55歳まで算定し他に葬儀費用等 が含まれている。
500,000 〔相続 額有 500,000〕	183,598 〔相続 162,948 額有 20,650〕	400,000 〔相続 額有 400,000〕	1,167,196		

Ⅱ 判例にみる損害賠償額一覧

(3)の2 幼女の死亡

請求 NO	事件番号 判決年月日	事 件 概 要	被 害 者			請求者	請 求 財産的損害
			年 齢	性 別	家 族 の地位		
21	39(ワ)130 41.12.5 和歌山地裁	プロパンガスの貯留の機器上に脂質 があったため、ガスが噴出して全身 火傷を負って死亡した例 遺失利益を60歳までの平均賃金により 算定した例 (過失)	15歳	娘	母	弟	6,160,440
							1,910,000
22	41(ワ)2623 42.4.19 大阪地裁	トラックにはねとばされた例 推定結婚年齢(25歳)以降の遺失利 益を否定した例 しかしそのぶんを慰謝料について請 求額をそのまま認めた例(無過失)	2歳	娘	父		945,539 相殺 945,539 所有 —
23	41(ワ)6605 42.10.27 大阪地裁	交差点で交通事故により死亡した例 家事労働に対する遺失利益を否定し たが、そのぶんを慰謝料で認め例	2歳	娘	父	母	1,153,103 相殺 1,153,103 所有 —
							1,153,103 相殺 1,153,103 所有 —
24	41(ワ)4197 43.3.12 大阪地裁	道路横断中交通事故により死亡した 例 遺失利益は、18歳～25歳まで事務員、 25歳～55歳まで家事労働をするとし て平均賃金をもとにして算定した例 (過失20%)	3歳 10月	娘	父	母	1,783,147 相殺 1,456,206 所有 326,941
							1,456,206 相殺 1,456,206 所有 —
25	42(ワ)1659 43.12.18 札幌地裁	道路で遡んでいた時の交通事故によ る例 60歳までの産能能力喪失による損害を 平均賃金をもとにして算定した例 (過失10%)	6歳	娘	父	母	1,967,341
							1,967,341

総 額	認 容	総 額	合 計	備 考
慰 謝 料	財産的損害	慰 謝 料		
1,800,000 〔相 続 〕 〔固有 1,800,000〕	4,202,440 〔相 続 2,871,440〕 〔固有 1,331,000〕	800,000 〔相 続 〕 〔固有 800,000〕		〈認容額について〉 逸失利益については月1万2千円の 給料で純益6,000円として60歳まで オプマン式により算定。1,540,440 円となった。 財産的損害については他に建物と家 財の損害額が含まれている。
500,000 〔相 続 〕 〔固有 500,000〕	1,631,000 〔相 続 〕 〔固有 1,631,000〕	300,000 〔相 続 〕 〔固有 300,000〕	6,933,440	
1,000,000 〔相 続 〕 〔固有 1,000,000〕	135,433 〔相 続 〕 〔固有 〕	1,000,000 〔相 続 〕 〔固有 1,000,000〕	1,135,433	〈認容額について〉 逸失利益は15歳～25歳までライブニ ッソ方式で算定
800,000 〔相 続 〕 〔固有 800,000〕	54,000 〔相 続 〕 〔固有 〕	1,200,000 〔相 続 〕 〔固有 1,200,000〕		〈認容額について〉 逸失利益は、稼働期間を25歳までと し、20歳～25歳まで平均賃金により、 ライブニッソ方式で算定
800,000 〔相 続 〕 〔固有 800,000〕	54,000 〔相 続 〕 〔固有 〕	1,200,000 〔相 続 〕 〔固有 1,200,000〕	2,508,000	
1,500,000 〔相 続 〕 〔固有 1,500,000〕	899,398 〔相 続 711,752〕 〔固有 187,646〕	1,200,000 〔相 続 〕 〔固有 1,200,000〕		〈認容額について〉 逸失利益は、18歳～25歳まで平均初 任給17,064円、25歳～55歳まで全国 平均賃金月10,000円により算定
1,500,000 〔相 続 〕 〔固有 1,500,000〕	711,752 〔相 続 〕 〔固有 〕	1,200,000 〔相 続 〕 〔固有 1,200,000〕	4,011,350	
	789,472 〔相 続 〕 〔固有 〕	1,500,000 〔相 続 700,000〕 〔固有 800,000〕		〈認容額について〉 逸失利益は20歳～24歳まで平均給与 額25歳～26歳まで23歳以上の平均給 与額により算定 現実に就職しなくても経済的に評価 しうる財産的価値として稼働能力を 認めた。
	789,472 〔相 続 〕 〔固有 〕	1,500,000 〔相 続 700,000〕 〔固有 800,000〕	1,578,944	

(4) 主婦の傷害

索引 NO	事件番号 判決年月日	事 件 概 要	被 害 者		請 求 者	請 求 財産的損害
			年 齢	家 族 上 の 地 位		
26	28(ワ)5411 39. 7. 16 大阪地裁	横断歩道を通行中の主婦を跳ねとばした例 傷害程度は、頭部裂傷を三対ぬい、鎖骨骨折、左腕の運動不全、骨盤疼痛、記憶力減退 (無過失)	36歳	妻	被害者	1,011,010 (慰謝料も含む)
27	41(ワ)4534 43. 3. 30 大阪地裁	交通事故によりむちうち症及び後遺症をうけた主婦の例 逸失利益(321,907円)を算定した例	不明	妻	被害者 夫	721,907
28	42(ワ)2957 43. 4. 18 東京地裁	子供(2歳半)を助手席に同乗させ車を運転中追突された例	21歳	妻	被害者	59,200
			2歳半	娘	夫	117,600
29	42(ワ)115 43. 10. 31 山口地裁	交通事故により骨盤骨折等の重傷をおった主婦の損害賠償請求事件 入葬期間中家族費用がでなかったことの損害について家政婦の日当相当(833円)で計算 (無過失)	30歳	妻	被害者	461,000
30	43(ワ)7561 44. 1. 16 東京地裁	交通事故により半身不随(第二級傷害)になった主婦の損害賠償請求事件 (無過失)	43歳	妻	被害者 夫	4,156,919 295,670
31	43(ワ)5844 44. 5. 28 東京地裁	タクシー乗車中の交通事故(過失主) A むち打症、頭痛等の後遺症あり (逸失利益は否定された) B むち打症、手足しびれ等の後遺症 定 (逸失利益は否定) C 挫 傷 D 打撲、擦傷	A	妻	被害者	438,500
			B	妻	被害者	436,672
			C	妻	被害者	7,050
			D	妻	被害者	1,800

Ⅱ 判例にみる損害賠償額一覧

23

総 額		認 容	総 額	合 計	備 考
慰 謝 料	財産的損害	慰 謝 料			
	111,010	900,000		1,011,010	請求額と慰容額が同じもの
4,000,000	403,031	1,300,000			
1,000,000		200,000		1,903,031	
300,000	52,140	130,000			
		10,000			
50,000		117,600		359,740	
1,000,000	110,789	370,000		480,789	(慰容額について) 財産的損害については嫁収婦の日給 833円×133日(入院期間)として算 定
4,000,000	1,104,004	3,000,000			(慰容額について) 財産的損害については、治療費弁済 主費用等
500,000	263,670	200,000		4,567,674	夫にも固有の慰謝料請求権が認めら れたもの
1,500,000	208,750	850,000		1,058,750	
1,500,000	318,072	650,000		968,072	
80,000	7,050	40,000		47,050	
50,000	1,800	20,000		21,800	

(5) 有 職 婦 人 の 傷 害

案 引 NO	事件番号 判決年月日	事 件 概 要	被 害 者			請求者	請 求 財産的損害
			年 齢	職 業	家族上の地位		
32	38(ワ)50 39. 5 15 高島地裁	道路を横断中車体の一部を顔に接触 衝突され上下顎顎部割創、打撲など の傷害をおった例（過失あり）	不明	トルコ ガール	独 身 未婚	本人	609,150
33	38(ワ)9762 39.12 21 東京地裁	スカー事故により右眼失明顔面に傷 をうけた例 過失割合（25歳まで勤務、25歳で結 婚退職、55歳まで家事労働による） を肯定（無過失）	23.9歳	事務員	独 身 未婚	本人 父 母	1,356,480 403,324
34	39(ワ)7429 40. 6 25 大阪地裁	交差点附近路上において自転車荷台 に横乗りしていた時にタクシーに接 触され、6か月の入院加療も足関節 運動制限、歩行、走行に跛行等の後 遺症が残った例 （過失40%）	19歳	就職 予定	独 身 未婚	本人	7,000,000
35	38(ワ)5063 40 7 9 大阪地裁	運転者の過失により同乗の婚約者が 膝に傷あとをとどめる等の身体障害 を生じこれに対する慰謝料および婚 約不履行に対する慰謝料が認められ た例	18歳	ウエイ トレス	独 身 未婚	本人	
36	39(ワ)12664 41.11 22 東京地裁	盲腸症手術の結果、医師の過失で右 睾丸切除になった例	20歳	事務員	独 身 未婚	本人	
37	41(ワ)4461 42. 6 30 東京地裁	交通事故により顔面に強い傷痕が残 り、頭部、判断力・記憶力の減退が あった例	44歳	演劇界 舞踊の 師匠	未婚	本人	

Ⅱ 判例にみる損害賠償額一覧

25

総 額 慰 謝 料	認 容		合 計	備 考
	財産的損害	慰 謝 料		
100,000	8,150	50,000	58,150	《認容額について》 財産的損害は、再入院料のみ認められた。 なおこの事件に関しては、加害者は示談金、治療費として82,505円支払い済みである。
2,000,000 300,000 300,000	1,029,157 247,534	1,000,000 150,000 150,000	2,576,691	《認容額について》 労働力喪失率45/100と認定、逸失利益につき損害労働は月9,851円(平均賃金から算定) 事務員としての月収15,700円として算定
500,000		タクシー会社につき 180,000 直接の加害者につき (300,000) 連帯債務	180,000 (300,000)	《認容額についての注意》 直接の加害者とタクシー会社の連帯債務 タクシー会社については18万(過失を考慮して)しかし直接の加害者は裁判所に出現しなかったため被害者の過失は考慮されず 300,000円となった。
2,000,000 {①1,000,000 ②1,000,000}		2,000,000 {①1,000,000 ②1,000,000}	2,000,000	
3,000,000		2,000,000	2,000,000	
		1,500,000	1,500,000	《損害の程度》 顔面は、人目につきやすく著しくみにくくなり整形手術がうけられない。頭痛、判断力・記憶力の減退

(5)の2 有職婦人の傷害

判例 NO	事件番号 判決年月日	事 件 概 要	被 害 者				請求者	請 求 財産的損害
			年 齢	職 業	家 族 上 の 地 位	婚姻		
38	41(ワ)2324 42. 7. 31 大阪地裁	商業旅行中の事故により被害者に下 腹部関節の運動障害等の皮膚損傷が及 った例 (無過失)	18歳	事務員	娘	未婚	本人 父 母	2,695,199 403,531 310,700 (看護のため収 入差控)
39	41(ワ)1528 42. 12. 6 東京地裁	交通事故により肩鎖骨折、外陰部損 傷、骨盤内臓器損傷等の傷害をうっ た例 将来結婚して家小の側に従事すると 推測される未婚の勤労女性の結婚予 定時後の労働能力減退による損害を 就職時の収入を基準として算定した 例 (無過失)	20歳	工員	娘	未婚	本人	2,867,520
40	42(ワ)2968 43. 5. 25 東京地裁	同乗者の過失による交通事故により 失神、頭部、目まいたの後遺症の残 った例	35歳位	経 理 事務員	既婚		本人	2,142,446
41	42(オ)687 43. 6. 18 最高裁	医師の医療行為の過失によりランウ ム注射による治療を受けた結果顔面 の皮膚が変色した例	15歳	不明	娘		本人	
42	42(ワ)2603 43. 8. 9 名古屋地裁	同乗者の過失による交通事故により 顔面に傷あと、腕が神経痛になった 例	22歳	飲食店 主		不明	本人	5,147,548
43	43(ワ)1710 44. 3. 28 大阪地裁	自動車事故によりむち打症、上下肢 の障害、後遺症(しびれ頭痛等)に なった例 営業上の過失利益は否定されながら、 市労働局については48歳まで認められ た例 (過失20%)	44歳	主婦	主婦	主婦	本人	2,505,449
44	43(ワ)202 44. 4. 30 東京地裁	車を運転中緊急自動車と交差点で衝 突し、頭部外傷等の傷害を受けた例 過失利益率につき損害賠償性が否定 された例 (過失70%)	不明	東京急 電鉄株 会社等		不明	本人	488,500

総 額	認 容	総 額	合 計	備 考
慰 謝 料	財産的損害	慰 謝 料		
1,000,000	1,978,268	1,900,000		(認容額について)
500,000	58,000	150,000		余稼働年数は40年として後遺症により労働能力喪失率50%。ホフマン式により算定
500,000	310,700	150,000	3,646,968	結婚による退職を認めなかった例
3,000,000	2,170,000	1,800,000		(認容額について)
			3,970,000	逸失利益は、 23歳で結婚するまで 370,000円、結婚後23歳～60歳まで 1,800,000円としてホフマン式で算定
500,000	733,420	500,000		(認容額について)
			1,233,420	稼働能力の減退の割合を1/3、期間を4年間48ヵ月として算定
1,000,000		500,000		
			500,000	
1,500,000	1,268,499	400,000		(認容額について)
			1,668,499	労働能力喪失率の割合を20%、期間を3年として算定
1,272,000	320,513	640,000		(認容額について)
			960,513	家事労働は月20,000円として48歳まで算定、労働力喪失14/100
2,800,000	16,509	90,000		(認容額について)
			106,509	財産的損害については治療費のみ被害者は喫茶店経営者の公序良俗違反の案(公序良俗違反)であり経営者より月3～40,000円ももらっていたが、これは給与支払いと認められず逸失利益を否定した。

(6) 幼女の傷害

事 件 NO	事 件 番 号 判決年月日	事 件 概 要	被 害 者		請 求 者	請 求 財産的損害
			年 齢	家 族 上 の 地 位		
45	41(ワ)182 41. 6. 27 名古屋地裁	道路を横断中の女児が交通事故により入院治療50日を要する頭部打撲傷、頸椎骨折等の重傷をおった例 (過失あり)	3歳	娘	本人 父 母	
46	40(ワ)2989 41. 12. 20 東京地裁	家政婦に付添われ歩行中交通事故にあい、頭、両手・左足挫創、全身打撲等重傷をおった例 (無過失)	5歳	娘	本人 父 母	1,468,987
47	39(ホ)1374 42. 4. 28 大阪高裁	ランウム放射線治療により頸部に皮膚障害を生じ医師の治療上の過失による損害賠償責任を認められた例 被害は生きている年齢以上の人きさのあざで、著しく他人の注意をひく程度 (無過失)	14歳	娘	本人	
48	41(ワ)8031 42. 8. 14 東京地裁	交通事故により頭部外傷を受けた例 (過失約36%)	6歳	娘	本人	173,035
49	42(ワ)414 43. 2. 27 京都地裁	交通事故により頸椎骨折し、後遺症(下肢しびれ)が残った例 労働能力の一部喪失(40/100)による過失利益(20~63歳まで)を肯定、平均賃金により損害額を算定した例 (無過失)	9歳	娘	本人	1,738,799
50	42(ワ)20 43. 8. 8 大阪地裁	化粧品店の店員が過失により店内で女児の右入腿、右腕、右膝下、右膝部に外傷を負わせた例 子の身体傷害について父兄の慰謝料請求を認めた例 (無過失)	1歳	娘	父 母	60,222 (相殺 60,222 個有 60,222)

注) この請求総額、認容総額は、自賠保による保険金または見舞金等として加害者より任意に事前に出払

総額 慰謝料	認容 財産的損害	総額 慰謝料	合計	備考
300,000 100,000 100,000		300,000	300,000	注・判決の額に治療費の一部60,000円はすでに受償済みである。
3,000,000 1,000,000 100,000	645,143	1,000,000 1,000,000 100,000	2,745,143	
1,000,000		500,000	500,000	注・控訴は控訴人の本訴請求を全部排斥
	110,000		110,000	(認容額について) 治療費等である。
800,000	1,738,790	800,000	2,538,790	(認容額について) 逸失利益は1,538,790円(53歳まで、 平均賃金 2,300円としている)を算定
250,000 〔相控 250,000〕 250,000 〔相控 250,000〕	60,222 〔相控 60,222〕	200,000 〔相控 200,000〕 200,000 〔相控 200,000〕	460,222	

われたものも含まれているので、実際に裁判所で請求、認容された金額とは同一でないものもある。

Ⅲ 判 例 概 要

1 主婦の家事労働の評価

(1) 主婦の死亡につき逸失利益を否定した例

大阪地裁 昭41(ワ)3749号
損害賠償請求事件
昭42.12.22判決

〔事実関係及び争点〕

Y₁会社の従業員Y₁運転の自動車か右折している折に、後続車がY₁の自動車を追いこそうとして高速で中央線オーバーで進行したため、両車が衝突して、主婦Aを死亡させるにいたった。そこでAの夫X₁、Aの子X₂、X₃からY₁、Y₂および自動車の所有名義人のY₃を相手に損害賠償を請求した。

争点の第一はY₁、Y₂、Y₃三者間の責任の所在にあったが、判決はY₁の責任を否定し、Y₂、Y₃に損害賠償請求を認めた事件である。

争点の第二は主婦の逸失利益は認められるかという点である。

- 1 X₁らはAの財産的損害として、主婦としての家事労働を1ヵ月15,000円に相当するとし、生活費7,500円を差引き、Aの死亡当時の年齢が56歳であるから就労可能年数は8・9年として損害現価を計算し、X₁らは各自184,752円の損害賠償請求権を相続したと主張した。
 - 2 Aの夫X₁は、そのほかに葬儀費用549,655円、慰謝料として3,500,000円を損害賠償として請求した。
 - 3 Aの子X₂、X₃は、それぞれ慰謝料として1,000,000円を請求した。
- 前記損害の合計額から、X₁は自賠責保険金2,000,000円を控除した残額を、X₂、X₃は前記合計額を請求におよんだ。

被告Y₁, Y₂, Y₃は、Y₁の無過失と後続車を運転していたBの過失を主張し、Y₂, Y₃もY₁をよく監督し注意を与えていたと抗弁した。

〔判決主文要旨〕

被告Y₂, Y₃は連帯して、各自原告X₁に対し、1,543,525円、原告X₂, X₃に対しそれぞれ253,065円を支払え。

被告Y₁に対する請求は棄却。

〔判決理由要旨〕

争点第二の主婦Aの逸失利益については、認められない。その理由は、「主婦は家事労働により収入を得るわけのものではないから、従来の判例における伝統的な逸失利益概念に従うかぎり、主婦である亡Aの逸失利益を肯定することはできない。なるほど主婦の家事労働は財産的に無価値のものではなく、その家事労働が家族の生活に貢献する程度には計り知れないものがあるけれども、このことからただちに主婦の逸失利益を肯定することはできない。なぜなら、たとえば無償の社会奉仕者の場合、その奉仕労働の財産的価値は計り知れないものであるけれども、このような社会奉仕者に対し奉仕労働にもとづく逸失利益を認めることはできないであろうから、被害者の労働に財産的価値があるということだけでは、逸失利益を認める根拠としては不十分であり、やはりその労働に財産的な対価が支払われるのでなければ逸失利益を肯定できないはずだからである。

もっとも、主婦は家事労働の対価を家族（通常は夫）に対し請求する権利があり、これを放棄しているのではないとの見解があるけれども、それは主婦を家政婦的に考える点で妥当ではない。のみならず、もし右の見解によると、通常夫は主婦である妻に対し、家事労働の対価を支払うべき義務があるのであるから、夫が死亡した場合には、夫の収入から妻の家事労働の対価を控除した残額を基礎として夫の逸失利益を算定すべきことになるはずである。しかし、従来の実務では夫の収入金額を基礎にしてその逸失利益を算定しているのが一般であるから、右の見解は従来の実務上の取

扱いと調和しないものと評すべく、この点からしてもたやすく採用しえない。」。

「また、主婦が死亡した場合には家政婦その他の代替労働力を必要とすることを根拠に、主婦の家事労働にもとづく逸失利益を認めるべきである、との見解もあるが、主婦が死亡した場合夫が家政婦を雇い入れたり、あるいはみずから家事労働に従事せざるを得なくなったことによる財産的損害は、夫自身の損害として賠償を請求できるわけであるから、死亡した主婦の逸失利益を擬制しなければ特別不都合をきたすということにはならないのみならず、右の見解によると、夫が再婚して家政婦その他の代替労働力を必要としなくなったのちまで、主婦の逸失利益の賠償を加害者側に命じうる根拠を説明できないように思われる。」

「以上の理由により、主婦の家事労働にもとづく逸失利益は理論上これを肯定しがたいので、原告らの主張する亡A女の主婦としての逸失利益はすべて認められない。」とする。

なお判決は、X₁につき固有の慰謝料2,500,000円を相当とし、X₂、X₃については、各自慰謝料は500,000円を相当と判断し、これに葬式費用の損害549,655円、自賠償保険金の支払分2,000,000円を考慮して、前記判決文の判断となった。

(2) 主婦の死亡につき逸失利益を肯定した例

(東京地裁 昭42カ5967号)
(損害賠償請求事件)
(昭43. 2. 29判決)

〔事実関係及び争点〕

49歳の主婦A女は、信号機のない横断歩道を横断中に、被告Y₁会社の運転手Y₂が業務のため運転している自動車に衝突され、四日後に死亡するにいった。

A女の夫X₁、A女の子X₂、X₃、X₄、X₅らからY₁、Y₂に対して損害賠償

請求をしたのが本件である。

原告の主張は、

(1) A女自身の損害

(a) 逸失利益 A女は死亡当時49歳の健康な婦人であったから、主婦としては今後16年は就労可能であるとし、婦人労働者の平均賃金年収24万円を下らない収入があったとし、年間生活費12万円を控除した純益につき、現価を求め、1,066,666円を算定請求した。

(b) 慰謝料 永年の献身に幸せをむくいられる現在になって受けた事故の痛苦として700,000円を請求した。

(2) 原告らの損害

A女の夫、原告X₁は診療費、葬祭費、付添看護料雑費等支出の損害として343,239円、精神的損害としては、X₁、X₂、X₃は各50万円を請求した。

Y₁、Y₂はそれに対して、A女の損害を認めず、慰謝料請求権はかりにあるとしても、その相続性を争うこと、かりにA女の逸失利益を認めても、原告主張の65歳までは長すぎ、せいぜい58歳程度を基準とすべきこと、本人の生活費控除は17,750円とすべきこと、A女の死亡によってX₁らが免れた扶養義務について、損益相殺をなすべきこと等を反論した。

なおA女の過失と過失相殺すべきことも抗弁した。

〔判決主文要旨〕

Y₁、Y₂は各自、X₁に対し564,799円、X₂に対し319,663円、X₃に対し、319,663円、X₁、X₃に対しそれぞれ419,663円を支払え。

〔判決理由要旨〕

争点となったA女の損害については、つぎのように判示した。

(1) 財産的損害について

被告らは、A女の逸失利益はないと主張するが、妻の家事労働一般を

収入のないことだけで、経済的に無価値で、評価できないと断ずることは相当でない。たとえば主婦のする家政一般と同種の技術、労働は報酬が払われることかある（家政婦、管理人など）。これからみても家事労働は財産的に評価できるものという前提にたち、「主婦らは、家事労働によって経済的価値を創造しつつ、その価値の帰属主体となり、これを自ら享受するとともに、夫その他の家族に対し、生活扶助ないし扶養義務の履行として、或はその他の理由から、その利益を供与しているものと解するの相当」「これを実質的に考察するならば、この家事労働は、家庭内では概ね必須的なものであって、これを他人に代行させれば当然相当の対価を支払わねばならず、家族共同経済生活体を単位として考えれば、それだけの経済的支出を免れることにより、右生活体における財産の減少を防止している効果は否定できない」。

そこで一見無償に見える家事労働は、その価値を主婦自身ならびに家族に享受され、他面その価値が積極財産減少防止の機能を有している以上、「これを加害者に対する関係においても主張し得るものと解すべく」、主婦労働の収益性を否定する見解は採用できない。

したかつて主婦の家事労働によって生ずる利益は、被害者が「現実に労働しかつ将来に亘って労働する可能性があるか、或は現在労働していないならば、将来において労働する可能性すなわち労働能力と労働意思の存在することが最高限度必要」である。よって逸失利益の算定は「家事従事者の労働能力と労働意思の質と量を基礎とし、これにその属する家庭の生活程度と家族構成およびそこにおける家事従事者の地位を考慮し、勤労女子の平均賃金や家政婦の報酬を参酌して」算出すべきものである。

（本件では原告主張の逸失利益月額を認め、その期間は今後110月として（約9年余）現価90万円と判示した。）

（2）精神的損害について

被告はA女が事故と同時に意識を喪失したから、精神的損害はないとい

うが、肉体的苦痛やその後の人生を享楽できない損害も含まれる慰謝料は、60万円が相当である。

(3) 原告ら固有の慰謝料

原告らの家族状況、事故態様などからして夫X₁につき金50万円、子X₂、X₃につき各金30万円、子X₄、X₅につき各金40万円が相当である。

(4) A女の扶養をしないですむという損益相殺の抗弁について

損益相殺は「具体的損害発生に直接関連しかつその損害の範囲に照応して発生した利得があるとき、これを控除して、真の損害額を算定しようとする技術である」。「ところが稼働期間経過後において被害者の生活費を負担すべき扶養義務を免れた利益と右扶養義務者が蒙った損害ないし相続により取得した損害賠償請求権との間には、右のような直接の関連性がないばかりでなく、逸失利益発生の限界を画する稼働可能期間経過後といえども被害者が全く無収入とは言えず、又第三者による扶養もあり得るから、右の扶養義務負担が不確実であって不法行為によってこれを免れたものと断ずることは困難である。従って、いずれにしても、以上のような場合の損益相殺は許されないものと解す」る。

2. 有職婦人の稼働能力の評価

(1) 29歳の未婚の有職婦人死亡の

逸失利益に関する判例

(東京地裁 昭37(初)4885号)
損害賠償請求事件
昭39. 1. 16判決

〔事実関係及び争点〕

A子は会社員であったが、被告Y会社所有の自動車に衝突され9日後に

死亡するにいたった。原告X₁、X₂はA子の父母であり、Y会社に対して、YはX₁に対し金1,226,196円、X₂に対し金1,170,856円を支払えとの請求をおこした。

Yは 本件事故は夜間においてAが道路横断中へノトライトに狼狽して急に後退し入ために起ったものとして、自己の損害賠償責任を否定し、また損害額についても争った。

〔判決主文要旨〕

被告は、原告X₁に対して金500,120円、原告X₂に対し金350,120円を支払え。

〔判決理由要旨〕

Y会社の運転手Bの過失が事故の一因をなしたとして、Y会社の損害賠償責任をみとめる。

1 A女の損害について

(a) 休業による損害

A女は事故翌日から死亡の日まで9日間の休業の損害を認める。

(b) 逸失利益の損害

A女は事故当時29歳であり、年収130,381円を下らない。生活費年72,000円を控除した残額58,381円に、Aの家庭状況、現在の年齢から満60歳まで31年間は少くともこの収入を挙げ得たと認められるので中間利息を控除し現価709,730円を認める。しかし、A女に横断歩行中に不注意の過失があったので、50%の過失相殺を認めるを相当とする。

(c) 慰謝料

A女は、X₁、X₂の長女であり、小学校を卒業し、X₁、X₂離婚後は母代りとなり、X₁および四人の妹達の世話をしてきたところ、ようやく近く華式の予定であったことおよびAの過失を斟酌して、500,000円を相当と認める。

2 X_1 , X_2 の慰謝料

X_1 , X_2 の年齢、職業、家庭状況を考慮し、かつ本件事故における双方の過失等を考慮すると、 X_3 については金 300,000円、 X_2 については、150,000円が相当である。

(以上に、葬式費用の損害や、自賠責保険金の支払分を考慮して、前記判決主文の判断となった。)

(2) キャバレー・ホステスの
逸失利益に関する判例

(高知地裁 昭40(初)104号)
損害賠償請求事件
昭41. 4. 14判決

【事実関係及び争点】

キャバレー・ホステスで24歳になるA子が、曉方にタクシーに乗ったところ、運転手Bが途中で川岸の方に勝手に進行し、堤防上の人はいないとこで強姦をしようとし、A子は抵抗しているうちに川に転落して溺死した事件である。A子の父母 X_1 , X_2 から、Bの雇主タクシー会社Yを相手に、 X_1 , X_2 に対し各自 金4,428,000円の損害賠償を求めた。その理由は、BはY会社の被傭者として、その旅客運送事業の執行につきAに損害を加えたのであるから、使用者責任があるという。

X_1 , X_2 は、A子がキャバレー・ホステスとして毎月45,000円を下らない収入を得ていたこと、生活費衣服費等25,000円を差し引いても毎月20,000円の純益があり、死亡当時24歳であったから今後30年間の利益を失ったとして財産的損害は 4,380,000円になると計算した。

また、タクシー会社のごとき公益事業で、その従業員の不祥事で娘を失ったことに対し X_1 , X_2 の受けた精神的損害は各自金1,500,000円に相当するので右金額を請求する。

X_1 , X_2 はまた弁護士報酬として、成功報酬は判決主文金額の二割の約

束をしているから、その金額をも併せて請求する。

被告Y会社は、それに対し、Bの犯行はY会社の旅客運送業務と何ら関係なく、また密接な関連性もないから、損害賠償の責任がないと反論した。

〔判決主文要旨〕

被告は、原告両名に対し各2,104,065円を支払え。

〔判決理由要旨〕

争点の第一であるY会社に使用者責任を認めるべきかという点については、「使用者責任を考察する場合、事業執行の機会になした行為のうちでも、当該行為が客観的に事業執行と同様の外形を有し、使用者の事業を遂行するための行動範囲において起りうるものであって、かつ被傷者の担当する職務と適当な関連を有するならば、被傷者が使用者の意志に反し、単に私利を図る目的でなしたというような主観的事情のある行為であっても、当該行為につき使用者責任を肯定するのが相当である」。「一般利用公衆か、タクシー及びその運転者に対し白昼或は深夜を問わず目的地まで安全に運送することを期待し、これにかけている信頼は保護されなければならない」とし、タクシー営業の公益的性格からいっても、タクシー会社に本件のような場合の損害賠償責任を負わせても酷ではない。

ついでX₁、X₂からの争点の第二である損害の検討については、A子はキャバレー・ホステスとして基本給・指名料等で月額平均40,000円を下らない収入を得、化粧品代、美容代、食費、部屋代等に25,000円の支出があり、1カ月の純収益は15,000円と認定する。本人の容貌、客扱いから35歳までは引き続き勤務し得たものと推測できるから、今後10年5カ月分の純益の現価は1,306,765円でありX₁、X₂はA子の財産的損害の2分1ずつを相続した。

また、X₁、X₂の受けた精神的苦痛は、各自1,000,000円を相当とする。

弁護士の報酬も原告請求の判決主文金額の二割をそのまま認めて、前記的財産的損害および慰謝料の合計額X₁、X₂各自につき1,753,387円50銭の

二割、350,677円50銭を認めた。

(3) 42歳の既婚の有職婦人死亡の 逸失利益に関する判例

(東京地裁 昭39(ワ)6674号)
(損害賠償請求事件
昭42. 11. 13判決)

【事実関係及び争点】

会社に勤務している42歳の家庭の主婦A子が、横断歩道附近を小走りに斜め横断しようとして自動車に衝突し死亡した事件である。妻を失った夫Xおよびその三人の子X₁、X₂、X₃から、自動車運転者Y₁および雇主の会社Y₂を相手に、損害賠償を請求した事件である。

申立人側は、損害額としてつぎの通り請求した。

(1) 死亡した主婦自身の得べかりし利益として3,493,518円

すなわち、死者は勤務会社から給料および賞与として、年額 153,659円を得ており、その上に主婦として家事労働にもついていたからその対価相当額として年額 120,000円、そのうち生活費の年額 84,000円を差引き、年額純収益は189,659円である。死亡当時42歳であったから、平均余命は31.7年である。したがって31年分の純利益の現価は 3,493,518円であるなおこの金額については夫が総額の3分の1、子は各自総額の9分の2を相続によって得たとしている。

(2) 遺族らの慰謝料

妻を奪われた夫としては 500,000円の慰謝料を、母を奪われた三名の子は各自200,000円の慰謝料

以上の請求に対して、被告らは、死亡した主婦の過失が本件事故の重大な原因をなしていること、主婦についての逸失利益の請求は不当であること、とくに会社勤務の主婦の家事労働は対価があるとしても一般の主婦とは質量ともに相違がある、等の点で争った。

なお被告側は、保険金から500,000円、その他に290,000円を既に支払っている（そのうちの200,000円は医療費、葬祭費である。）。

〔判決主文要旨〕

被告らは原告夫に対し金480,000円、原告子三名に対し、各金280,000円を支払え。

〔判決理由要旨〕

被告らに過失があるか、被害者にも過失がある、「信号機のない地点の道路横断に際しては仮りに横断歩道上であれ、或はその近接したところであれ、歩行者としては十分左右を見て交通の安全を確認することが要求されるのであって、歩行者優先の原則をたてに漫然横断をすることは許されない」。

そこで過失相殺の割合は、「大体において被告において8、被害者において2であると認めるのが相当」である。

原告の請求する損害賠償額については、

(1) 死亡した主婦の蒙った財産上の損害

会社勤務による給料賞与は年平均 150,000円を下らなかったこと、会社定年の50歳までは7年余り勤められたこと、生活費は月平均8,000円程度であったこと、の諸事情から、年純益5,400円の7年分の現価を310,000円と認定する。

なお、家事労働の対価相当額の利益を失なったという原告の主張に対して、被告側は争っているのて、裁判所はつぎの通り判断する。主婦死亡後1カ年間遺族は家事手伝人をおき1日500円を支払っていた事実もあったので、「一般の主婦の家事労働は全体としては経済的に評価できない性質のものであるか」、「家事手伝人の労働により填補することのできた範囲に関しては十分経済的評価が可能」、しかし主婦は夫や家族からその金額を受取っていたわけではないから「通常の意味はおける得べかりし利益を有したものである」ということはできない。しかし、「家事労働のう

ち右に見た経済的評価可能な部分か本件事故により失なわれたのであるからいわば得べかりし利益の喪失に準ずるその相当額の財産上の損害を蒙ったと認めることがてきよう。そこで前示家事手伝人の一日の賃金、原告らの家族構成、被害者の年齢等を考慮に入れると被害者の当時の家事労働中の評価可能部分におよそ1か月平均9,000円(年平均108,000円)を下まわらず、また右のようは評価可能な家事労働をすることかてきるのはおおむね被害者が56歳に達する頃までと認めるのを相当とする(仮りに被害者が55歳を過ぎても主婦として労働するような場合については、その家事労働は以前のものと単に減量するばかりか変質するものと思うべく、もはやこれを経済的に評価しうべき蓋然性に乏しいものである)。

そこで、得べかりし利益の喪失に準ずる財産上の損害として、裁判所は42歳から50歳までと、50歳から55歳の二期はわけて計算した。

(イ) 42歳から50歳まで

年108,000円(前述)の7年分の現価として630,000円

(ロ) 50歳から55歳まで

会社収入はなくなるから、家事労働の年間対価相当額108,000円から生活費年96,000円を差し引いた残金12,000円の5年分の現価40,000円

上の(イ)(ロ)と会社から得る給料の現価の合計額980,000円が被害者の蒙った消極的な財産損害の現めてあり、この額に過失相殺を斟酌して、810,000円の賠償請求を認容した。

(2) 原告らの慰謝料

請求額全額が相当と認める。

(3) 一部弁済の充当

すでに支払われた790,000円のうち、医療費、葬儀費用の200,000円を除いた590,000円は、夫の慰謝料として290,000円、子三人の慰謝料として各自に金100,000円ずつの支払いにあてたものとし、原告らは慰謝料

武額は、夫210,000円、子は各自100,000円となる。

3 幼女の稼働能力の評価

(1) 幼女死亡につき推定結婚年齢以後の逸失利益を否定した判例

(大阪地裁 昭41(ワ)2623号)
損害賠償請求事件
昭42. 4. 19判決

〔事実関係及び争点〕

原告Xは、被告Y会社の運転手Bの運転するトラックによって、実子A子（事故当時2歳）かはねとばされ即日死亡したので、損害賠償の請求におよんだ。

XはA子の逸失利益として、中学卒業女子の初任給を基準に、生活費に収入の70%を支出するものとし、年間昇給をみこみ、稼働期間を中学卒業時から60歳までとして、1,891,079円を算定し、原告はその2分の1を相続によって取得したとし、また原告42歳の時にはじめて生まれたA子を失った精神的打撃に対する慰謝料として1,000,000円以上の合計額から自賠責保険金500,000円を控除した残金1,445,539円を請求した。

Y会社は、それに対し、Bに過失はない、A子に逸失利益はない、A子の母とYの間には示談が成立し、自賠責保険金を含めて900,000円で解決済みであると反論した。

〔判決主文要旨〕

被告は原告に対し、635,433円および本件訴状送達の日から支払いずみよての遅延損害金を支払え。

〔判決理由要旨〕

Bに過失がなかったとはいえない。A子の逸失利益について、A子の稼働期間としては、A子の家庭環境（父親は小学校中退で現在工員で、生活は経済的に苦しい）では、中学校卒業とともに肉體労働者となり、おそくも25歳までには結婚するであろうと推認されると判断し、15歳から52歳の10年間とした。その理由としては、「一般に女子は結婚と前後して退職し、主婦として家事労働に従事するのが通常であるから（最近では共働き家庭も少なくはないが、いまだ一般的とはいえない）、特別の事情の認められない本件においては、亡A子の稼働期間は結婚までと認めるのが相当である。

なお、主婦にも逸失利益を認める見解があるけれども、一般に逸失利益と呼ばれるものは、被害者が有していた稼働能力の抽象的価値自体の喪失による損害ではなくして、被害者が稼働能力を喪失したために将来取得することができたはずの収入を喪失したことによる損害を意味するのであるから、家事労働にのみ従事し独自の収入を得る見込のほとんどない主婦につき、逸失利益を肯定するのは正当ではないと考える。またかような意味での逸失利益でなくして、稼働能力の抽象的価値自体の喪失による損害を財産的損害とみてこれを逸失利益と同様に取り扱うべきであるとする見解もあるが、稼働能力の抽象的価値自体の喪失から生ずる損害の本質は、非財産的なものと解するのが相当であるから、この見解も採用できない。ただ、以上のように主婦の逸失利益を否定すると、同じ幼児の死亡・傷害について、男児と女児とでは逸失利益が異なるからという理由で損害賠償額に差をつけることとなって妥当ではないという反論が予想されるけれども、逸失利益額に差を認めることは、現実における男女の労働態様の相違からしてやむを得ないことであるのみならず、このように逸失利益額の算定に不利な取扱いを受けざるを得ない女児に対しては、男児に対するよりも多額の慰謝料を与えることにより、損害賠償総額において均衡を保たせることができると解する。なぜなら、慰謝料請求権は、被害者が財産的損

害の賠償として取得した金銭で償われない精神的損害について発生すると解すべきところ（慰謝料の補完的作用）、一般に逸失利益の算定に不利な取扱いを受ける女兒は、男児に比較し、財産的損害賠償により償われない精神的損害が大きく、慰謝料の額もそれに 応じて多額 となるはずだからである。」

逸失利益算定の収入額、支出額については原告の主張により、逸失利益の現価計算には年ごと式ライブニッツ法をより合理的なものとして採用され、270,867円と算定し、したがって原告XはAの逸失利益現価の2分の1を相続したことになり、慰謝料は原告請求額をそのまま容認する。よって判決主文のとおり 自賠償保険金 500,000円を差引いた残額の支払い義務がある。

（2） 幼女死亡につき推定結婚年齢以後の逸失利益を家事労働も含め肯定した判例

（札幌地裁 昭42(ワ)1659号）
（損害賠償請求事件）
（昭43. 12. 18判決）

〔事実関係及び争点〕

原告X₁、X₂の子A子（6歳）は姉（8歳）と道路横断中に、被告Y会社の業務に従事するBの運転する自動車にはねられ、即日死亡した。

原告X₁、X₂は、被告Yに対し、各金1,967,343円を請求した。被告Y会社は、A子の飛び出し事故によるもので、BおよびYには過失がない旨を主張し、原告の請求の棄却を求めた。

〔判決主文要旨〕

被告は、原告らに対し、各金689,472円を支払え。

〔判決理由要旨〕

- 1 被告の無過失等にもとづく免責の抗弁については、Bの運転速度が適当でなかったこと、前方注視不十分から失当としてしりぞけた。

2 A子の損害について

(1) 稼働能力喪失による損害

「およそ人間は現実^ニに就職している^ニと否^ニにかかわらず労働不能と認められる不具者でない限り稼働能力を有するし、また有するに至るものであるが、その稼働能力は、一般の商品のような交換価値を有するものではないとはいえ、通常は労働契約における賃金などの形において経済的に評価しうる財産的価値を有するものであるから、生命侵害によってその稼働能力を喪失した者は、現実^ニに就職して^ニいて財貨を獲得していたと否^ニとを問わず右能力喪失自体を損害としてこれを金銭に評価した金額につき損害賠償請求（権）を取得するものと云うべきである。そして、幼児も通常将来稼働すべき能力を潜在的に有するものと考えられるから、生命侵害によってこのような能力を奪われることにより同様の損害を被るものと言うべきである。

ところで稼働能力の経済的価値は被害者が就職をしている場合および就職することが高度の蓋然性をもって予測しうる場合は、現実^ニに取得し、又は取得を予想しうる賃金を基準として算定するのが相当であり、また、被害者が家事労働に従事する主婦のように差当って就職を予定していないようなものにあってもその者が就職した場合に取得を予想しうる控え目な賃金を基準として算定するのが相当であるから、結局稼働可能期間中の賃金総額から生活費を控除した純収益がこれにあたるとみることができる。

A子は標準以上の発育をし、記憶力もよく健康であったこと、A子の父親は会社員のかたわらアパートも経営していたことから、 X_1 、 X_2 はA子を将来短大を卒業させるつもりであったことが推認できる。

A子は短期大学卒業後、就職して、女子の初婚平均年齢にいたる25歳頃には結婚するであろうと推認される。また女子は結婚に際して退職し、主婦としての家事労働に従事するものとして取扱うのが、統計など

を勘案しても、相当である。

したがって、A子の収入は20歳から24歳の終了時までには、新制高校卒業以上の女子労働者の平均月間給与額(20,600円)の額と年額特別給与額(64,600円)との合算額を下ることはなく、生活費を全収益の50%として控除し、その現価を求めると421,974 5円になる。

また、A子は結婚後は家事労働にもっぱら従事すると推認される25歳以降は60歳までの稼働可能期間中、最低の平均月間給与額(17,700円)を下らない給与を取得しうるとして、生活費50%を控除して、毎月8,750円の純益を得たはずであり、その現価は1,332,408円である。

被告Yは、Aの養育費の支出を免れたから、原告らの損害額から養育費を控除すべきであるというが、養育費の利得は X_1 、 X_2 に生じるから、A子の損害額から控除すべき根拠はない。

(2) A子の慰謝料

A子は本件事故により悲惨な死をとげ、短い一生を終えた精神的苦痛に対しては、被害者側の過失を斟酌して、140万円を相当と認める。

3 X_1 、 X_2 の慰謝料

被害者側の過失を考慮して、各自80万円を相当と認める。

4 Y会社の過失相殺の抗弁について

(1) A子自身の過失

「被害者の過失を過失相殺として斟酌するには、その者が行為の責任を弁識する知能をそなえていることまでは必要ないが、交通の危険を弁識しこれに対処しうる能力を有することが必要」、A子は「6歳2カ月の女児であったから道路の横断にさいし右のような交通の危険を弁識しこれに対処しうるよう安全を確認して行動すべき判断力をそなえていたものと認めることはできない」から、被告の主張は失当である。

(2) X_1 、 X_2 監督義務者の過失

X_1 、 X_2 らは、事故のあった道路から半町ほどの所に居住し、交通ひ

んばんな道路附近に住む者は親権者の監護義務の行使として、「監護下にある幼児を交通の危険から守るよう格段の配慮をめぐらすべきであるのに、本件においては母親であるX₂は日常交通の危険について一般的注意を与えていたというにとどまり、それ以上の措置をとったものと認むべき証拠はないから、原告らが親権者としての監護義務を十分果たしたものと認めることはできない」、「原告らの監護義務懈怠を被害者側の過失として損害額算定に当って斟酌することは損害分担の公平を期する過失相殺の理念に照らしても相当である」とし、10%の過失相殺をA子の財産的損害について認めた。したがって、過失相殺の結果、X₁、X₂は各自789,472円をA子から相続することになった。

X₁、X₂は、自賠責保険から各自160万円の給付を受けたほか、すでにYから損害の一部弁済として各自10万円の支払いを受けていたから、それらを控除し、前記判決主文金額の支払がYに命じられた。

〔参 考〕 大審院昭7.12.23判決 損害賠償請求事件の概要

不法行為によって、生命を害せられた者は、その不法行為がなかったならなお生存したのであるから、得べかりし収益を失ったものと認めるのは当然であって、必ずしも不法行為当時収益を取得していなくてももし生存していれば、将来収益を得る見込が十分であると認められるだけでよい。この事件については、Aは死亡当時主婦であったが、このために何等収益がないものと認めるべきではない。特別の事情がない限り、少なくとも通常女子の労働賃金に相当する収益を得る見込ありと認めるのが相当であるとして、27歳の主婦に1日1円7銭の収益を1年の労働日数300日として計算し、生活費1年200円を差し引いた額につき、今後なお37年は生存するとして2千円の損害賠償を認めた。

第2章 婦人労働者の労働権

I 解 説

経済の高度成長と技術革新は、婦人労働に大きな変化をもたらした。すなわち、女子労働者総数の年ごとの増加、職業分野の変動、中高年あるいは既婚婦人労働者の進出など幾多の注目すべき現象がみられる。

このような婦人労働の様相は、婦人の社会的地位にもさまざまな変化をもたらしつつあり、労働協約や、職場の慣行として、従来少なからずみられた結婚退職制や若年定年制が問題としてとりあげられており、また最近ふえているパートタイマーという雇用形態の法的性格について、新たな論議がおこっている。それはまた主婦の家事労働の評価についても関連を持ち、さらには婦人の地位の向上に大きな影響をあたえていくと思われる。

1 若年定年制および結婚退職制

まず、従来よくみられた、女子労働者については男子より著しく低い定年年齢を設ける—いわゆる若年定年制—結婚を退職事由とする結婚退職制が問題となった裁判例では、これらの内容を有する労働協約・就業規則・労働契約の特約にもとづきなされた解雇・休職処分について、公序良俗違反で無効であるとされている。

いわゆる若年定年制を公序良俗違反として無効とする裁判例には、東急機関工業事件（東京地裁 昭44. 7. 1判決 後掲判決集索引⑩事件）がある。

労働協約・就業規則中に女子についてのみ結婚退職制を規定することは、労働法上の公序に反し、一般に無効であるとした裁判例には住友セメント事件（東京地裁 昭41. 12. 20判決 後掲判決集索引⑪事件）がある。

このほか、職場結婚を理由とする休職処分を無効としたものに、神戸野田奨学会事件（神戸地裁 昭43. 3. 29判決 後掲判決集索引④事件）、職場結婚の際はいずれか一方が退職する旨の誓約書を書いてもその誓約書は無効であり退職を強制できないとしたものに、茂原市役所事件（千葉地裁 昭43. 5. 20判決 後掲判決集索引⑤事件）、人員整理の希望退職基準として「有夫の婦」、「30歳以上の女子」と定めた場合、その退職基準を無効としたものに、小野田セメント事件（盛岡地裁一関支部 昭43. 4. 10判決 後掲判決集索引⑥事件）、結婚のみを理由とする女子従業員に対する解雇を無効としたものに豊国産業事件（神戸地裁 昭42. 9. 26判決 後掲判決集索引⑦事件）がある。

2 パートタイマーの労働契約

つぎに近時増加しているパートタイム制については、婦人の就労が大部分を占め、特色ある社会現象として注目されている。これに関する裁判例として、パートタイム労働契約につき、これを臨時雇いと軽々しく断定すべきではないとし、労働契約締結の際の諸状況から、期間の定めのない労働契約と考えられる場合があることを認める春風堂事件（東京地裁 昭42. 12. 19判決 後掲判決集索引⑧事件）がある。

この裁判例では、パートタイマーであっても期間の定めのない労働契約と見られる場合、何らの理由なく解雇することは、使用者の解雇権の濫用になり、その行使は制限されると判示している。

Ⅱ 判 例 概 要

(1) 住友セメント結婚退職若年退職誓約書事件

(東京地裁 昭和39(ワ)10401号)
雇用関係確認等請求事件
昭和41. 12. 20判決

労働協約、就業規則および労働契約中、女子労働者のみにつき
結婚を退職事由と定めた部分の効力を否定した事例

〔事実関係及び争点〕

原告X女は、被告Y会社に昭和35年7月15日から臨時従業員として、同年9月1日以降は職員(雇員本採用)として勤務し、Y会社の従業員で組織するA労働組合の組合員でもあった。Y会社では昭和33年4月から女子職員採用については、女子職員を補助的事務に従事させることとし、採用資格、採用手続の上でも男子と女子につき取扱いを異にした。同時に女子職員の採用にあたっては「結婚または満35歳に達したときは退職する」旨を労働契約の内容とし、かつ念書を提出させていた。X女も入社試験の際この制度を示され、臨時雇用の間に昭和35年8月10日念書を提出したので、本採用となった。

昭和38年12月19日にX女は結婚したが、退職の申出はしなかった。そこでY会社はX女に対し、昭和39年3月17日解雇の意思表示をし、従業員として取り扱わず、同月21日分以降の賃金を支払わなかった。

X女はY会社に対し、雇傭契約上の権利を有することの確認と解雇の意思表示後の賃金の支払を求めた。

Y会社は、女子職員採用につき、結婚または満35歳で退職する旨の念書を提出させているが、元来Y会社が男女同一賃金の原則に徹していたのに

対し、男子職員側からの不満の声があり、それら要望にこたえる是正策および企業の合理性の維持促進という業務上の必要から行なったもので、使用者としての正当な措置である。また結婚退職制は、制定以来円満に運営されて慣行となり就業規則と同等の効力を有している。労組もまた本制度を黙示で承認している。したがって労働協約または就業規則と同等の効力を持つ結婚退職制に従えば、Y会社はX女の結婚を理由としてこれを解雇できるし、本制度が業務上の必要から設けられたものである以上は、この制度の実効をおさめるための解雇は、就業規則第60条第4号の解雇事由「業務上の都合によるとき」に該当すると主張した。

X女はこれに対し、つぎのように反論した。

- 1 合理的理由の欠如 (1)結婚は労務の提供に何の支障も与えない。(2)合理性の判断は企業の必要のみならず、社会的影響も考慮すべきである。結婚退職の慣行あるいは合意を是認すれば、再就職によって女子の賃金は低下し、内縁関係を助長する。(3)被告会社は男女同一賃金制をとっていないから、男女同一賃金を前提として、結婚退職制を合理化できない。(4)Yの職務、責任が補助的なものであっても、結婚退職の慣行ないし合意は「女子労働者は結婚すれば労働能率が低下する」等の前近代的偏見にもとづくもので、退職、解雇の根拠となり得ない。(5)かかる慣行ないし合意にもとづく解雇の意思表示は合理的根拠を欠き、無効である。
- 2 就業規則違反 Y会社の就業規則中には55歳定年は定められているが、採用拒否事由、解雇事由に結婚は含まれておらず、結婚したら退職する合意は、就業規則で定める条件に達しない労働条件というべきであり、労働契約はその部分については無効であり、これに基づいて解雇の意思表示をしても効力を生じない。
- 3 公序良俗違反 憲法第11条、第13条、第25条、第14条等により、労基法の諸規定も男女を問わず労働者に結婚の自由、その実質的裏付けとし

て結婚後も引き続き労働に従事できること並びに人たるに値する生活を営む労働条件が保障される。労働契約の締結、存続に際し結婚の故に不利益な取扱は許されず、まして女子労働者のみにかかる取扱をすることは、性別による差別待遇である。ゆえに女子労働者の結婚を退職、解雇の事由とする慣行ないし合意は、結婚の自由の制限並びに性別による差別待遇となり無効である。

- 4 組合は結婚退職制を黙示で承認していないで、念書撤廃、念書破棄通告等を行なっている。また念書差入れの制度を組合に通告してないし、一般従業員にも公表してないし、結婚退職制の慣行も存在していない。

〔判決主文要旨〕

原告X女が被告Yに対し雇傭契約上の権利を有することを確認する。Y会社はX女に対し、未払賃金及び従前どおりの賃金を支払え。

〔判決理由要旨〕

結婚退職制は、その内容に性別による差別待遇と結婚の自由に対する制限を含む。

- 1 「結婚退職制によると、結婚は男子労働者の解雇事由でなく、女子労働者のみの解雇事由であるから、右は労働条件につき性別による差別待遇をしたことになる」。
- 2 「女子労働者は結婚退職制の下では、結婚によりその意に反して労働賃金収入を全部失うか、または運がよくてもその相当部分を失うものである。かくして、結婚を退職事由と定めることは、女子労働者に対し結婚するか、又は自己の才能を生かしつつ社会に貢献し生活の質を確保するために従前の職に止まるかの選択を迫る結果に帰着し、かかる精神的、経済的理由により配偶者の選択、結婚の時期等につき結婚の自由を著しく制約する」。

憲法第14条、民法第1条の2は、両性の本質的な平等を実現すべき法の根本原理を明示する。

労基法第3条、第19条、第61条～第68条の趣旨から、「労基法は性別を理由とする労働条件の合理的差別を許容する一方、前示の根本原理に鑑み、性別を理由とする合理性を欠く差別を禁止する」。「この禁止は労働法の公の秩序を構成し、労働条件に関する性別を理由とする合理性を欠く差別待遇を定める、労働協約、就業規則、労働契約は、いずれも民法第90条に違反しその効力を生じない」。

また、「家庭は国家社会の重要な一単位であり、法秩序の重要な一部である」。「かような法秩序の形成並びに幸福追求を妨げる政治的、経済的、社会的要因のうち合理性を欠くものを除去することも、また法の根本原理であって、憲法13条、24条、27条はこれを示す」。したがって婚姻の自由の制限の禁止は、「公の秩序を構成し、これに反する労働協約、就業規則、労働契約はいずれも民法90条に違反し効力を生じない」。

また、これらの差別または制限が、能率、賃金の面からみても合理性がない。

よって、本結婚退職制は公の秩序に違反するから、「制度が公の秩序に反する以上、本件解雇の意思表示は無効といわなければならない」。

したがって、原告の請求はすべて理由がある。

(2) 豊国産業結婚解雇事件

神戸地裁 昭39 (ワ) 593 号
従業員地位確認等請求事件
昭42. 9. 25判決

女子従業員の結婚が就業規則所定の解雇理由である「会社の都合上やむを得ないとき」に該当するとして行なわれ解雇予告が無効とされた事例

〔事実関係及び争点〕

原告X女は、昭和36年3月1日、被告Y会社の従業員となったが、X女が結婚する前々日の昭和39年3月25日、結婚すれば退職するのが慣例であ

ると称し退職願いを出すよういわれた。X女が拒んだにも拘らず、Y会社は連日退職願の提出を強要し、X女が応じないので、同年4月14日、社務の都合により解雇する旨文書で予告してきた。そして昭和39年5月15日以降の賃金の支払をしなかった。

X女は、Y会社の従業員であることの確認を求め、かつ昭和39年5月以降の賃金の支払を請求した。

X女は、Y会社の解雇予告の意思表示は、解雇権の濫用であって無効であると主張した。

Y会社は、解雇予告は有効であるからX女の請求を棄却するよう主張した。その理由として、Y会社は社則第14条第4号の「社務の都合上止むを得ないとき」に該当するから、解雇予告は有効であるとし、会社業務の実績が低下し、会社の存立が危いので、人員整理の必要があること、X女は勤務成績がその能率、判断力、処理能力、確実性の点で他の女子従業員に比して著しく劣っていること、無断欠勤が多く、協調性がないこと、向上性、将来性に欠けることを検討し、X女の父親が家の農業を手伝わせたいといっていたことを考慮して、人員整理の対象にしたものであることを挙げた。

〔判決主文要旨〕

原告X女がY会社の従業員であることを確認する。

Y会社はXに対し従前通りの賃金を支払え。

〔判決理由要旨〕

被告Y会社の社則第14条第4号「会社の都合上止むを得ないとき」に該当するかどうかにつき、会社の経営上人員整理の必要があったことを認めるに足る充分な証拠はない。昭和39年の会社の営業成績は人員整理を必要とするほどでもなく、新社屋建設に着手したり、従業員の新規採用をするなど、人員整理をする必要がないものと判断される。

むしろ、被告が結婚準備のため、同年3月19日に休暇届を出して以来、

X女に対して執拗に退職の要求が始められたことを考えると、「被告会社は女子の労働者であるX女の結婚のみを理由にこれを企業から排除する意図を以って社則第14条第4号を適用して原告に対し本件解雇予告をなしたものと認めるのが相当である」。

「企業が何ら特段の合理的理由なしに女子の従業員だけを結婚理由に一方向的に解雇することは性別を理由に男女を差別的に取扱うものであって、公序に反し、且つ権利の正当な行使の範囲を逸脱したものであるとしてその効力を否定するべきであることにかんがみるときは、女子従業員の結婚は解雇の事由としての前示社則にいう「会社の都合上已むを得ないとき」に該当しないものと解するのが相当である」。

「被告会社は原告に対し社則第14条第4号にいう「会社の都合上已むを得ないとき」に該当する事実がないのに、その解釈を誤り女子従業員である原告の結婚の事実をとらえ、右第4号に則り前示解雇予告をなしたものであるから、その効力は否定すべきものである」。

原告は被告会社の従業員である地位を保有するから、原告の前記請求は理由があり、これを認容すべきである。

(3) 春風堂パートタイマー解雇事件

(東京地裁 昭41(ワ)2329号)
(仮処分申請事件)
(昭42. 12. 19判決)

パートタイマーの雇用契約が期間の定めのない契約と認められ、
パートタイマーに対する経営上の必要を理由とする解雇が、解雇
権の濫用として無効とされた事例

[事実関係及び争点]

申請人Xは、被申請人Y洋菓子店経営者に昭和40年3月19日から、毎日午後6時から午後9時まで1日3時間、毎週火曜日定休の一カ月25日間勤務、賃金1時間150円、毎月25日締切り 毎月末日払いの約束で、月平均

11,000円を受けていた。ところが、昭和41年1月26日YはXに退職を要求し、Xが拒んだところ、同年3月24日1ヵ月分の予告手当を提供して解雇の意思表示をし、同年4月1日から賃金の支払をしていない。

.. Xは雇用契約上の地位を有することを仮りに定める裁判を求め、その理由として、Yは特定信仰をXら従業員に強制し、Xがこれに反対したことが気に入らず解雇になったから、思想信条を理由とする差別待遇であり、労基法第3条に違反して、解雇は無効であること、ならびにXが労働組合に加入して組合活動をしたことを嫌ってなされた解雇である点では不当労働行為である。かつ何等理由のない解雇であるから解雇権の濫用であるという、諸点を挙げた。

そして、賃金収入を唯一の生活費としているから、毎月11,000円を仮に支払うことをも求めた仮処分を申請した。

Yはそれに対し、本件雇傭契約は、期間の定めのない雇傭契約ではなく、臨時的かつ補充的なものであり、使用者の必要でいつでもそれを終了させられるものである、と主張し、宗教強制の事実はないし、組合員であったことも知らない、常勤者がふえてパートタイマーを必要としなくなったので解雇権の濫用ではない、等と反論した。

〔判決主文要旨〕

被申請人Yは、申請人Xに対し、昭和41年4月1日以降、毎月末日限り9,375円を支払え。

〔判決理由要旨〕

パートタイマーとしての雇傭関係の性質については「俗にアルバイトとかパートタイマーとか称されている労働者の地位は、一般に日雇いや臨時雇いの類が多いことは否定できず、その身分関係も極めて不安定で、使用者の一方的な都合によって容易に解雇されている実情にあることも多言を要しないけれども、アルバイトと称し、パートタイマーといっても、当該労働者が常に日雇いや臨時雇いであると断定するのは軽率であり、

原則として、その個々の雇傭契約成立の時の状況や、契約期間ないし従事すべき職務の内容その他の契約条項並びにその勤続期間、その他諸般の事情を勘案して、これが期間の定めのない雇傭契約であるか、それとも臨時雇いや日雇いの類いであるかを決定すべきものというべきである。本件においては、前段認定のとおり、申請人は、臨時の仕事のために補充的に雇い入れられた日雇又は臨時の従業員に該当しないことは勿論、季節的業務に従事する労働者ないし試用期間中の労働者でないことも明らかであり、却って、被申請人の恒常的な業務のために恒常的に雇い入れられた従業員であって、当初から相当長期間雇傭関係の継続することを当該者双方が予定し、しかも解雇通知を受けるまで約1年間の期間が存在したものであれば、その契約関係はいわゆる一般の期間の定めのない雇傭契約であったと見るのが相当である。」

解雇の効力については、「被申請人がパートタイマーを大量に解雇するに至った本当の理由は、余り歓迎できないと考えた申請人を春風堂から排除するという目的に出たもので、他の解雇者の中には、申請人の道連れにされてしまった者もあったのではないかと見受けられるところであって、真にパートタイマーを整理する経営上の必要はなかったものと見るのが相当であり、従って申請人の解雇は、何等解雇の理由のないものであるとして解雇権の濫用であると推定せざるを得ないから、被申請人のした申請人解雇の意思表示は無効である。」

(4) 神戸野田奨学会職場結婚休職事件

神戸地裁 昭41(ワ)485号
 休職処分無効確認等請求事件
 昭43. 3. 29判決

職場結婚を理由とする私立高校・中学校女子教諭に対する休職処分が無効とされた事例

〔事実関係及び争点〕

原告X女は、被告Yの経営する高校・中学の教諭として、昭和38年4月1日付で採用されたが、昭和40年4月3日同僚Aと結婚した。Y学校は、X女に給料は支払いながら同年4月の新学期からの授業を担当させず、同年9月30日X女に無給の休職を命ずる旨を文書で通知してきた。同日以後、原告に授業を担当させず、賃金も支払っていない。X女は、被告が原告に対し昭和40年9月30日付でなした休職とする旨の意思表示の無効の確認、X女はY学校の教諭としての地位を有することの確認、昭和40年10月1日以降の未払賃金を支払うことを請求した。その理由としては、Y学校はX女に対して休職処分をする合理的理由もなく、手続上の根拠規定も存在しないから、休職処分は無効であるというものであった。

Y学校はそれに対し、女学校であって開校以来、結婚の際にはそのどちらか一方が退職する慣行であったこと、X女にも就職に際しその慣行を告知しておいた、昭和38年9月1日X女が同僚Aと昭和39年3月末日までに結婚する予定を学校長に申出た際にも、改めて校長からX女に慣行の再確認を求め、X女もその際には退職に同意したと反論する。よってX、Y間には、X女の結婚を停止条件とする雇傭契約の合意解約ができたと主張する。もともと、X女の転出先がきまらなかったためX女は結婚をのびし、Y学校も転出校がきまるまで、X女に授業を担当させた。

X女は、そのような慣行の存在、採用にあたり慣行を告知した事実、退職の合意が成立したとの事実を否認し、もしそのような慣行があるとしても憲法24条に反し無効であり、解雇の合意があったとしても、その後X女の就労を認めているから解雇の撤回であると反論し、本件休職処分は存在しない慣行、あるいは無効な慣行を楯にとって職場結婚を理由にX女を職場から排除しようとするもので無効であると主張した。

〔判決主文要旨〕

原告は、被告が昭和40年9月30日になした原告を休職とする旨の意思表示により制限をうけない被告の経営する学校の教諭としての地位を有する

ことを確認する。被告は、原告に対し、未払賃金を支払え。

〔判決理由要旨〕

Y学校に、職場結婚をした教員のどちらか一方が退職する事例はあるが、本人の意思に基づくものであって、規則とか契約によるものではない。X女は、給料、服務等を採用の際に告知されただけである。X女は就職のあっせんを依頼したことはあるが、結婚したらやめる合意はしていない。Y学校には労働協約も就業規則もなく、地方教育公務員に準じて取扱うのが慣例であり、被告主張の如き休職例もなかった。

休職処分は、解雇と異なり、賃金支払義務を使用者が免れるには、特段の約定またはこれと同視しうる根拠を必要とする。

本件認定の事実からは、休職処分を有効とする事由が認められないから、無効である。

「職場結婚を解雇の事由としたことは、配偶者の選択の自由に影響を及ぼし結婚の自由を制限することになるから、かかる事由が適法であるとされるためには、そこに合理的理由の存在することを必要とし、これを欠くときは当該解雇は無効であるとされるのは当然である。この点につき被告学校の職員の一部では職場結婚して夫婦が共に在職することは好ましくないと考えられていた」、「しかしながらこれだけでは右合理性を肯定するに充分ではなく」、「他の2、3の女子高校では夫婦とも教員として同じ学校に勤務している例があり、しかもある高校ではむしろこれが奨励されていた事実をうかがうことができるのであるから、被告において右事由の合理的理由につき別段の立証のない限り」、「本件処分は合理的理由を欠くことに帰し、無効であるといわねばならない」。

「本件が右事由以外の解雇事由によりこれを告げないでした解雇処分であるというのであれば、これが、使用者の有する解雇権の当然の行使であるとしても、裁判上争われるに至り相手方がその無効事由を主張している場合には使用者においてその事由を明らかにしない限り、使用者は解雇処

分の効力につき、不利益に推定されるようになるというべきであるから、本件の場合には他に主張立証のない以上その事由は明らかでなく、従って権利の濫用にあたるものとの事実上の推定を受けることを免れることができない。

そこで解雇処分としての側面からも有効とはいえず、本件休職処分はいずれにしても無効である。

(5) 小野田セメント大船渡工場退職事件

(盛岡地裁一関支部 昭和41年6月)
(仮処分申請事件)
(昭和43. 4. 10判決)

希望退職募集の基準として「有夫の女子」、「30歳以上の女子」という退職基準を設定することは、公序良俗に反し私法上無効であるとされた事例

〔事実関係及び争点〕

申請人X女は、被申請人会社Yの従業員である。昭和40年11月2日X女の属しているY会社従業員で組織するA労働組合に対し、Y会社は人員整理を含む合理化案を提示してきた。人員整理案には「有夫の女子」等5項目の基準に該当するものは原則として応募されたいことが挙げられていた。再度延期したにも拘らず、募集期限がきても希望退職者の数が予定数に達せず、Y会社は希望退職基準とほぼ同じ解雇基準で指名解雇することを発表した。X女は指名解雇の発表のあった頃に勤労課長から二度にわたり退職の勧告を受け、40年12月18日付でY会社に対しX女は退職願を出すにいたり、同日Y会社は退職願を受理した。

X女は、昭和40年12月22日Y会社に対し、退職願による退職の意思表示を撤回したが、Y会社は同年12月25日、X女に同月18日付の退職辞令を交付し、以後X女の就労を拒否した。

X女は、雇傭契約上の権利を有する地位にあることを仮りに定め、昭和

41年1月からの賃金の仮払を求める仮処分を申請した。これに対し、Y会社は、勤務課長から口頭で雇傭契約の合意解約の申込をしたところ、X女から退職願が出され承諾の意思表示がなされたから、合意解約の成立により、雇傭契約は終了した。また退職勧告が申込の誘引であってX女の退職願を合意解約の申込と解しても、Y会社が受理し、失業保険被保険者資格喪失届等の手続をしたことは、承諾になるから、これにより合意解約は成立したといえと抗弁した。

X女はさらに反論して、退職届を撤回している以上合意解約は成立しない。また撤回ができないにしても、Y会社は、退職基準として「有夫の婦」、「30歳以上の女子」という性別による差別扱いの基準を設定したが、この差別は、憲法第14条、労基法第3条、第4条の精神に反する。この基準による指名解雇は公序良俗違反で無効であるが、確定的に迫っている指名解雇と密接不可分な相当因果関係にある合意解約も公序良俗違反で民法第90条により無効である。そうでなくても、退職の意思表示は違法な強迫によるものであるから、Yはその意思表示を取消している等を挙げた。

〔判決主文要旨〕

申請人Xは、Yに対して雇傭契約上の権利を有する地位にあることを仮りに定める、Y会社はXに対し従前通りの賃金を支払え。

〔判決理由要旨〕

「申請人のように労務費の圧迫自体が業績不振の原因ではなく他に手段方法があり、経営者の経済的見通しに基因するところが多かったとしても、直ちに本件人員整理の必要性が否定されるものではない。本件人員整理はいまだこれが信義則または解雇権の濫用に当るものとはいえない。しかしながら、その人員整理の方法と内容には、一定の制約があるものというべきであり、その整理は可能な限り最小限にとどめるべきで、かつ合理的な内容を有するものでなければならない。」。このような意味で整理基準として考慮すべきものは、①企業の能率的運営の必要、②個々の労働

者の能力、経験・技能および職業的資格、③勤続年数、④年齢、⑤家族の状況、⑥その他社会的に適當と考えられる基準といふことができるであらう。

「申請人は、被申請人が希望退職募集の基準として「有夫の女子」、「30歳以上の女子」という性別による差別扱いの基準を設定したことは、憲法第14条、労働基準法第3条、第4条の精神に違反する旨主張するので検討するに、「有夫の女子」、「30歳以上の女子」という一般的な退職基準を設けることは結婚している女子の差別待遇または性別による差別待遇に該当するといえるから、いずれも憲法第14条、労働基準法第3条、第4条の精神に違反し、かかる差別に基く法律行為は私法上無効であるといわなければならない。」「申請人が、12月18日に退職願を提出するに当たっての前記第一の二三に認定した決意は、発表された指名解雇基準に自分が該当する項目のあったこと、指名解雇のリストに載っている旨の組合役員の言葉と課長の言動とから指名解雇は免れ難いものと判断したことが重要な原因となっていることが否定できず、結局右指名解雇基準と退職願の提出とは密接不可分の関係にあったものといえる。したがって、その指名解雇基準が本来違法無効のものであるならば、これが心理的に重要な原因となって締結された合意解約も私法上公序良俗に反して無効であるといわなければならない。そして、このことは、本件人員整理が企業にとって緊急かつ不可欠なものであったとしても、その違法は治療されないものというべきであり、また、日本における数多くの人員整理にかかる基準が設けられているからといって右の法的評価を変えるわけにはいかない。」「基準は憲法第14条、労働基準法第3条、第4条の精神に違反した差別待遇といわなければならないので、この基準に基く指名解雇は公序良俗に反し私法上無効であるというべきところ、申請人はかかる指名解雇を目前にしてこれから免れ得ないものと観念したため退職願を提出したのであり、被申請人が右12月15日以後右「有夫の女子」、「30歳以上の女子」の基準によるものでなく、

右基準以外に合理的理由があったことを明らかにできないので使用者が退職勧告と違法な停止条件付解雇とを同時に意思表示した場合と同じように理解するのが相当であるから、違法な指名解雇基準と密接不可分な関係に立って成立した合意解約ということができ、結局かかる合意解約は公序良俗に反し私法上無効であるといわなければならない。

(6) 茂原市役所職場結婚退職誓約書事件

(千葉地裁 昭41(ワ)4号)
(身分確認請求事件)
昭43. 5. 20判決

職場結婚を退職条件とする誓約書の効力を無効とした事例

〔事実関係及び争点〕

原告X女は、被告Y市雇として昭和37年6月1日採用された。Y市役所はすでに12組の職場内結婚をしたものがあり、勤務態勢上好ましくなく、市民から批難の声があがっていたため、昭和37年以降新規採用の職員に対しては職場結婚をする場合は、「いずれか1人退職することに異議がない」旨の誓約書を出させることにし、原告X女も採用にあたり誓約書を提出させられた。ところがX女は昭和39年4月28日にY市職員Aと結婚した。Y市は、同年5月18日夫婦のいずれか一方の退職を迫ったが、X・Aは他に職が見つかるまで待つよう申し出た。Y市から遠方への就職もあっせんされたが、断ったところ、6月23日退職承諾書を手交され、これ以上断わると退職金も支給されなくなることを恐れ、遂に24日Aが転職することにし、即日Aの依願退職命令が出された。しかしAの父の忠告もあって、26日Aは退職せずXが退職する旨申し出で、Y市は27日Aに対する退職辞令を撤回、Xに対し6日27日退職を発令した。Aは7月1日X名義の6月23日付退職承諾書をY市に提出した。

退職後約2年たってから、X女は、Y市の職員であることの確認を求めた。その理由は、1 X女に対する免職処分は威嚇によるものである。2

誓約書の提出はX女の自由意思にもとづかない無効なものであり、無効な誓約書をたてにとり共稼ぎ禁止という行政上の都合でした免職処分は、地方公務員法第27条、第28条第1項に違反し、重大かつ明白な瑕疵があるから効力を生じない。3 また依願退職であるとしても、誓約書により退職すべき義務があるよう欺き、退職を強要したものであるから効力は生じない。承諾の意思表示は要素の錯誤によるものである。Y市は偽計を用い強制によりX女の地位を奪ったのであるから、国家公務員法第39条に違反する。4 誓約書は、女子職員に対する結婚退職制同様、職員の結婚の自由を制限する。また昭和37年以降採用の職員にだけ誓約書を提出させているが、明らかに差別的取扱いてあって、合理的根拠がないから、憲法第24条、第14条、地方公務員法第13条等に違反する処分である。

それに対して、Y市は、X女を一方的に免職処分にしたのではなく、X女がY市の勧奨に自発的に応じて退職に承諾したから依願退職であるとし、誓約書が無効であることも認めた。

そこでYは、職場内結婚者に対する勧奨退職は合理的根拠があり、その際に夫婦のいずれか一方の退職を求めているから性別による差別的取扱いはないと主張した。またXを欺罔強迫した事実はなく、仮にあったとしても右意思表示は取消しうるもので、依願退職が無効となるものではない。として、原告X女の請求の棄却を求めた。

〔判決主文要旨〕

原告X女が被告Y市役所の職員であることを確認する。

〔判決理由要旨〕

X女の退職は、地方公務員法第28条第1項の免職処分ではなく、X女の辞職の申出に対する任命権者の承認は行政行為（依願免職処分）であるとまず認定した。そこで依願免職処分は無効であるというX女の主張について以下判示する。依願免職は当該公務員の同意に基づく行政行為であり、依願免職処分が有効に成立するためには、同意は絶対的要件である。

X女名義の退職承諾書は、Aが作成したもので、この書面の提出でX女の同意とすることはできない。しかし、Aが退職する代りにX女が退職する旨申出でているから、Xの承諾がなくてした処分というXの主張は採用できない、と裁判所はいう。

X女に対する退職勧奨は、他の職場結婚をした者に対する退職勧奨にくらべて強硬的であったことも認定する。

そこで「一般に相手方の同意を要件とする行政処分が無効な同意に基づいてなされた故をもって直ちに無効となるものではないとしても、依願免職処分の法律上の性質は辞職の申出でに対する承認であること、被告は原告が採用に際してなした誓約が無効であることを知りながら、誓約書を出したことを理由に原告ら夫婦に対し退職を迫り、原告がやむなくこれを承諾するや直ちに退職の発令をし、後日原告の夫Aから原告名義の退職承諾書を、発令前の日付で作成させて形式を整えたこと、原告ら夫婦は右誓約により拘束されるものと信じて退職を承諾したものであること、被告は昭和37年度には、原告ら女子採用者だけから誓約書を提出させ、原告ら夫婦に対し、それを理由に退職を勧告しながら、原告と同時に採用した男子職員からは誓約書を徴さず、職場内は結婚をしても退職勧告をしていないこと、および被告の結婚退職制には合理的な理由がなく、職員が職場内結婚をしたことの故をもって退職を要求し、辞職させることは、国が国民に対して保障し、被告が地方公共団体として尊重しなければならない結婚の自由を制限することになり、地方公務員法の規定する平等取扱の原則にも違背するものであることなどを合せ考えれば、右瑕疵は重大かつ明白である、というべく、本件依願免職処分は無効であるといわざるをえない」。

さらにX女が退職発令後2年余りたってから本訴を提起したことについては、「原告ら夫婦の、お役所は間違ったことをしないものであるとの素朴な潜在意識と、誓約書を提出した以上、約束は守らなければいけないものとの考えから、本件処分の効力など検討することなく」、「他県で起きた

女子職員の解雇問題が差別待遇として取上げられ、新聞に報道されたのを知り、わが身に引き比べ、訴訟を起こしたものであって、「右事実本件処分の瑕疵の明白性を認定する妨げとするに足りない」という。

そこで、依願退職処分は効力を生じないから、原告の請求は正当であるとして認容された。

(7) 東急機関工業若年定年制事件

(東京地裁 昭42(ワ)2262号)
(地位保全仮処分申請事件)
昭44. 7. 1 判決

正当な事由がないのに、女子のみの定年を30歳とする協約は、公序良俗に反して無効であるとした事例

【事実関係及び争点】

申請人X女は、被申請人Y会社の従業員で経理課原価係として勤務し、かつ同会社の従業員で組織するA労働組合の組合員でもあった。Y会社とA労組との間に、昭和41年5月28日男子定年を55歳、女子の定年を30歳とする協定が結ばれ、協定の実施日は昭和41年3月21日、ただし既に30歳に達している者及び昭和42年3月20日までに30歳に達する者については、昭和42年3月20日まで実施を猶予する覚書によって過渡的な措置が講じてあった。

X女は昭和41年3月20日当時すでに30歳であったから、Y会社は昭和42年3月21日以降X女を従業員として扱わず賃金も支払わなくなった。

そこで、X女は、1 X女がY会社に対し、労働契約上の権利を有することを仮りに定める。2 Y会社はX女に対し、昭和42年4月以降本案判決確定に至るまで、毎月25日限り、1カ月金29,958円の金員を仮りに支払え。3 訴訟費用はY会社の負担とする。この三点の裁判を申請した。Y会社はX女の申請を却下するよう求めた。

Y会社は、Y、A間の協定によってX女は当然会社を退職したことになる」と抗弁したのに対し、X女からはつぎの答弁および抗弁があった。

すなわち、Y、A間の協定の存在することは認めるが、その協定はつぎのいずれかの理由により無効である。1 組合規約では、労働協約締結は組合員の3分の2以上の出席をもって成立する大会において、出席議員の4分の3以上の決定によるべきものとされているが、本協定は出席者の4分の3の賛成を得ていないから無効。2 本協定は男子の定年55歳にくらべて、女子を女性なるがゆえに差別待遇するから、憲法第14条、労基法第3条、第4条に違反し、公序良俗違反で無効。3 旧就業規則で定年は55歳であったから、本協定は不利益な変更になる。既得の労働条件を労働者の不利に変更することは、労組の目的の範囲外であり、本協定は無効。もっとも不利益変更の協定でも労働者の個別な委任があれば、その労働者に協約の効力はおよぶが、X女は大会席上でも、反対しているから本協定の効力はおよばない。4 定年制は、実質上解雇と同じであるから、社会通念上肯けるだけの合理的理由がなければいけないが、女子30歳定年とは何らの合理性がないから、無効である。

Y会社は、これに対し、つぎのように反論した。1 組合員である申請人は、組合の統制に服すべきものであり組合とは別個に内部的事情に基づいて本協定の無効は主張できない。2 労働契約は私的なものであって、憲法第14条は本件には適用がない。また労基法第3条、第4条は、使用者の一方的差別取扱いを禁ずるもので、組合との合意により成立した本件に適用するには疑があり、とくに労基法第3条は性別による差別的取扱いを禁止していないし、第4条も賃金の差別的取扱いの禁止だけであるから、本協定はこれに反しない。また、労働協約に、契約と同視して民法第90条を適用することは疑問である。3 Y会社は、営業不振で倒産した旧会社の更生計画により設立されたもので、競争激化の中で再生をはかるため、経営合理化の一環として賃金の適正化を企図して職能給を基本とする賃金体系を採用した。そこで事務系業務で、技能経験を必要としない補助的作業—軽雑作業—の賃金を一律上昇させることは、経営合理化の妨げになるの

で、これら作業に従事する女子の定年を30歳にした。本協定の定年制は合理的であり、公序良俗に反しない。

X女はさらに反論し、女子を軽雑作業に従事するために採用したのではない、女子従業員の作業を、会社は一方的に軽雑作業として位置づけた、という。

〔判決主文要旨〕

「申請人X女が被申請人Yに対し、労働契約上の権利を有することを仮りに定め、未払賃金を仮りに支払え。

〔判決理由要旨〕

「本件定年制の内容は、男子の55歳に対して、女子は30歳と著しく低いものであり、且つ、30歳以上の女子であるということから当然に企業貢献度が低くなるとはいえないから、他にこの差別を正当づける特段の事情のない限り、著しく不合理なものとして、公序良俗違反として無効となるものというべきである。しかして右の正当事由の存否は、当該企業の形態、業務内容、従業員の勤務能力、配置転換の可能性、労働契約の内容等諸般の事情を考慮して決するほかない」。

Y会社では、最下級の職級に属するものとして軽雑作業職を設け、女子は全員一律に軽雑作業職に格付けし、同種業務を扱う男子は他の業務も扱っていることを理由に、一人もこの職級には格付けしなかった。

会社が行なったこれら職務分類は、職務分類として一般に認められている常識に著しく反し、合理性がなく、X女の職務は事務職中級の職位にあるべきものである。しかも、採用に際して軽雑作業を担当するものとした合意もなく、会社が一方的に右職種に配属したのであるから、「能率の悪い者については整理解雇を行なうというのなら格別、右軽雑作業に就いていることを理由に、女子について男子と差別した定年制を敷くことは信義則に反する」と判示した。

「申請人ら女子従業員は、被申請人主張のようなものとしての軽雑作業

に従事するとの契約で入社したのではなく、男子と同様何らの限定もなく入社したのであって、被申請人のいふところの勤務を継続すると、モラルと生産能率が低下する職種に配置したのは正に会社そのものであり、昇進の途をとざしているのもまた会社そのものである」、「かかる場合に他の職種への配置換えを何ら考慮することなく、かかる職種に就いていることを理由に男子と差別した定年制を設けるのは正に信義則に反する」。

よって本件定年制は女子を著しく不利益に差別するもので、「著しく不合理なもので、公序良俗に反して無効である」、「本件解雇は理由がないことは明白である」。



判 例 索 引

1 損害賠償請求関係民事裁判例

索引 番号	裁 判 年 月 日	裁 判 所	事件番号	参 考 文 献
主 婦 の 死 亡 (6)				
1	昭和 41. 5. 31	大 阪 地	40(ワ)1309 41(ワ) 612	判例時報 465. 52頁
2	41. 11. 16	東 京 地 八王子支	41(ワ) 33	判例時報 476. 40頁
3	42. 1. 25	神 戸 地 竜野支	39(ワ) 67	判例時報 481. 119頁 下級民集 18—(1). 2058頁
4	42. 12. 22	大 阪 地	41(ワ)3749	判例時報 518. 67頁
5	43. 2. 29	東 京 地	42(ワ)5967	判例時報 521. 69頁
6	44. 7. 15	東 京 地	43(ワ)5450	判例時報 551. 27頁
有 職 婦 人 の 死 亡 (9)				
7	39. 1. 16	東 京 地	37(ワ)4885	判例時報 365. 70頁
8	40. 2. 3	松 山 地	38(ワ) 9	下級民集 16—(2). 216頁
9	40. 4. 23	横 浜 地	37(ワ) 251	下級民集 16—(4). 713頁
10	41. 4. 14	高 知 地	40(ワ) 104	判例時報 458. 52頁
11	41. 11. 15	東 京 地	40(ワ)3456	下級民集 17—(11—12). 1093頁

索引 番号	裁 判 年 月 日	裁 判 所	事件番号	参 考 文 献
12	42. 11. 13	東京地	39(ワ)6674	判例時報 493. 16頁 判例タイムズ 19-3. 110頁
13	43. 1. 25	高松地	38(ワ)248	判例タイムズ 19-6. 127頁
14	43. 1. 25	東京地	41(ワ)5148	判例時報 525. 70頁
15	43. 7. 20	東京地	42(ワ)7180	判例タイムズ 19-13. 133頁
幼 女 の 死 亡 (10)				
16	36. 5. 16	前橋地	33(ワ)222	下級民衆 12-(5). 1132頁
17	38. 4. 25	名古屋高	37(ホ)459	交通下級民衆 昭38年. 171頁
18	39. 3. 2	名古屋地	37(ワ)6	判例タイムズ 159. 196頁
19	40. 7. 14	東京地	39(ワ)3801	判例時報 428. 67頁 評訳法律時報39-11. 135頁 野田寛 下級民衆 16-(7). 1241頁
20	40. 10. 26	大阪高	37(ホ)629 40(ホ)825	判例時報 484. 37頁 下級民衆 16-10. 94頁
21	41. 12. 5	和歌山地	39(ワ)130	判例時報 471. 6頁
22	42. 4. 19	大阪地	41(ワ)2623	判例時報 484. 35頁 判例タイムズ 18- 8. 250頁 下級民衆 18-(3-4). 400頁
23	42. 10. 27	大阪地	41(ワ)6606	判例時報 508. 59頁 判例タイムズ 19-3. 121頁
24	43. 3. 12	大阪地	41(ワ)4197	判例時報 522. 58頁 判例タイムズ 19-7. 219頁
25	43. 12. 18	札幌地	42(ワ)1659	判例タイムズ 20-6. 204頁
主 婦 の 傷 害 (6)				
26	39. 7. 16	大阪地	38(ワ)5411	判例時報 403. 41頁

索引 番号	裁 判 年 月 日	裁 判 所	事件番号	参 考 文 献
27	43. 3. 30	大 阪 地	41(ワ)4534	
28	43. 4. 18	東 京 地	42(ワ)2957	判例時報 520. 68頁
29	43. 10. 31	山 口 地	42(ワ) 115	判例時報 537. 70頁
30	44. 1. 16	東 京 地	43(ワ)7561	判例タイムズ 20—7. 121頁
31	44. 5. 28	東 京 地	43(ワ)5844	判例時報 559. 69頁
有 職 婦 人 の 傷 害 (13)				
32	39. 5. 15	福 島 地	38(ワ) 50	下級民集 15—(5). 1096頁
33	39. 12. 21	東 京 地	38(ワ)9762	判例時報 393. 17頁
34	40. 6. 25	大 分 地	39(ワ) 429	下級民集 16—(6). 1143頁
35	40. 7. 9	大 阪 地	38(ワ)5063	下級民集 16—(7). 1208頁 判例時報 416. 17159頁 評註, 判例評論89 徳本鎮
36	41. 11. 22	東 京 地	39(ワ)1864	判例時報 471. 40頁
37	42. 6. 30	東 京 地	41(ワ)4461	判例タイムズ 18—13. 210頁
38	42. 7. 31	大 阪 地	41(ワ)2324	判例時報 501. 78頁 判例タイムズ 19—1. 177頁
39	42. 12. 6	東 京 地	41(ワ)1528	下級民集 18—(11. 12). 1142頁 判例タ イムズ 19—2. 170頁 判例時報 501. 57頁
40	43. 5. 25	東 京 地	42(ワ)2968	判例時報 526. 66頁 判例タイムズ 19—11. 223頁
41	43. 6. 18	最 高 裁	42(ホ) 887	判例時報 521. 50頁
42	43. 8. 9	名 古 屋 地	42(ワ)2603	判例時報 529. 32頁 判例タイムズ 19—14. 114頁

索引 番号	裁 判 所 年 月 日	裁 判 所	事件番号	参 考 文 献
43	44. 3. 28	大 阪 地	43(ワ)1710	判例時報 559. 65頁 判例タイムズ 20—8. 155頁
44	44. 4. 30	東 京 地	43(ワ) 202	判例時報 563. 21頁
幼 女 の 傷 害 (6)				
45	41. 6. 27	名古屋地	41(ワ) 182	下級民集 17—(5. 6). 555頁 判例タイムズ 17—12. 108頁
46	41. 12. 20	東 京 地	40(ワ)2989	判例時報 477. 19頁
47	42. 4. 28	大 阪 高	39(ワ)1374	下級民集 18—(3. 4). 477頁
48	42. 8. 14	東 京 地	41(ワ)9031	判例タイムズ 19—2. 230頁
49	43. 2. 27	京 都 地	42(ワ) 414	判例時報 517. 74頁 判例タイムズ 19—7. 223頁
50	43. 8. 8	大 阪 地	42(ワ) 20	判例時報 552. 66頁

2 婦人労働者の労働権に関する民事裁判例

索引 番号	裁 年 月 日	裁 判 所	事件番号	参 考 文 献
住友セメント結婚退職若年退職誓約書事件				
①	41. 12. 20	東京地	39(ウ) 1040	労働民集17. 6(63), 法律時報453. 119 三島宗彦, 時の法令597. S. H. E, 判例時 報474 本多淳亮, 産業経済研究8. 2 石松 亮二, 季刊労働法63 阿久沢亀夫
豊国産業結婚解雇事件				
②	42. 9. 26	神戸地	39(ウ) 693	労働民集18. (59)の1, 判例時報511. 75 頁
春風堂パートタイマー解雇事件				
③	42. 12. 19	東京地	41(ウ)2329	労働民集18. 6(81)の1, 法学研究414 阿 久沢亀夫, 労働法68 久保敬治, 判例タイ ムズ221 三枝信義, 判例時報503. 189頁
神戸野田奨学会職場結婚退職事件				
④	43. 3. 29	神戸地	41(ウ) 485	労働民集19. 2(27), 労働判例連報19. 18. 4
小野田セメント大船渡工場退職事件				
⑤	43. 4. 10	盛岡地 一関支部	41(ウ) 6	労働民集19. 2. (29)の1, 労働経済判例 連報641
茂原市役所職場結婚退職誓約書事件				
⑥	43. 5. 20	千葉地	41(ウ) 4	労働経済判例連報 19. 17. 3, 判例時報 522 花見忠
東急機関工業若年定年制事件				
⑦	44. 7. 1	東京地	42(ウ)2262	判例時報560—23

用語の解説

1 無利息期限付債権の期限がまだ到来しない時にその現在価額を算定する法

〔ホフマン式計算法〕

債権の名義額を s 、弁済期までの年数を n 、法定利率を i とすれば、現在の債権の価格 P は、 $P = \frac{s}{1 + ni}$ の式によって算定される。損害賠償額の算定にこの方法が使用されることが多い。カルプツォウ式計算法に比べて正確であり、ライプニッツ式計算法に比べて簡明である。

〔ライプニッツ式計算法〕

所要の現在価額とそれに対する現在以降弁済期にいたるまでの法定利息（複利）を合算した額を名義額に等しくして算出する。利息の計算に複利法を用いる点で単利法によるホフマン式計算法と異なる。債権の名義額を s 、弁済期限までの年数を n 、法定利率を i とすれば現在の債権の価額 P は、 $P = \frac{s}{(1+i)^n}$

ホフマン式よりは正確であるが、計算が複雑になる。

〔カルプツォウ式計算法〕

元本である名義額（券面額）から、この額に対する現在時以降弁済期にいたるまでの法定利息を差し引く。券面額を s 、弁済期までの年数を n 、割引率（法定利率）を d とすれば、債権の現在価 P は $P = s(1 - nd)$ という式によって算出される。計算は簡単だが、券面額をもととして割引するので、割引額が多すぎる欠点があるといわれている。手形割引等に関し広く用いられている。

2 債務不履行

債務者が債務の本旨に従った債務の履行をしないこと。不法行為とともに違法行為として、損害賠償の責任が生ずる（民415条）。債務の本旨に従った履行をしないというのは、法律の規定、契約の趣旨、取引慣行、信義誠実の原則等に照らしてみても適当な履行をしないことである。債務者の責任が生ずるためには、債務不履行が、債務者の責めに帰せられる事由に基づく必要がある。

3 不法行為

その行為によって他人に生じた損害を賠償する責任が生ずる場合に、その行為を不法行為という。不法行為は、契約について重要な債権発生原因である。民法は、故意又は過失によって他人の権利を侵害する行為を一般の不法行為とし、それによって生じた損害について加害者が賠償責任を負うものとしている（民709条）。不法行為の効果としては、加害者は、財産的損害のほか、精神的損害も賠償しなければならない。

4 過失責任主義

損害の発生につき故意過失がある場合に限りその賠償責任を負うという原則・近代法は個人の自由活動を広く保障するため、原則としてこの主義をとる（民709条）。

5 無過失責任主義

損害の発生について故意、過失がなくてもその賠償責任を負うこと。近時の経済的發展特に大企業の発達は、危険を包蔵しながら巨額の利益を収める企業に常に賠償責任を負わせることを妥当と感じさせ損害の公平な負担を図るためこの思想が発達した。

6 逸失利益

生命侵害等の損害賠償で、それがなかったら得られたであろう純収益。

附 録

この附録は、本資料の刊行にあたり関連があると思われる

- 1 「損害賠償について」
- 2 「権利実現の手続」
- 3 「婦人に関する統計資料」

を主体にとりまとめたものである。

附 録 細 目 次

I	損害賠償について	84
1	損害賠償請求のできる二原因	84
2	損害賠償の請求はどうするか	84
II	権利実現の手続	86
1	損害賠償請求の手続	86
2	労働事件における手続	88
III	統計資料	90
第1表	男女別の平均寿命	90
第2表	昭和42年簡易生命表(完全平均余命)	91
第3表	男女別15歳以上人口, 労働力人口, 非労働力人口	92
[第1図]	女子の労働力状態	93
第4表	雇用者数の推移	93
第5表	配偶関係別女子雇用者数の推移(非農林業)	94
第6表	年齢階級別女子雇用率の推移(非農林業)	94
第7表	産業別パートタイマーの雇用事業所数の割合	94
第8表	製造業規模別パートタイマーの雇用事業所数の割合	94
第9表	パートタイマーの性別雇用状況	95
第10表	雇用態様別事業所数の割合	95
第11表	産業別1人平均月間現金給与額	95
第12表	都道府県別一般基準看護料	96
第13表	1人平均月間給与総額の推移	98
第14表	定年制実施事業所数の割合	98
第15表	定年のきめ方別事業所数の割合	98
第16表	男女別定年制における定年年齢別事業所数の割合	99
第17表	産業別, 規模別, 結婚退職の有無別事業所構成比	100
第18表	産業別, 規模別, 結婚による身分変更の有無別事業所構成比	102

第19表	交通事故による死傷者の年齢別、男女別発生状況	104
第20表	自動車損害賠償保障法、労働者災害補償保険法抜すい (等級表)	106

I 損害賠償について

1 損害賠償請求のできる二原因

自分に損害が発生した場合に、相手に対して損害賠償請求ができるのは、債務不履行(民415条)による場合と不法行為(民709条)による場合がある。

①債務不履行による場合は、相手が契約上の義務を実行しないため損害を受けた時であり、相手は、自分が無過失だということを証明しない限り、常に損害賠償を支払わなければならない。②不法行為による場合は、契約関係が全くない時に、加害者がわざと(故意)あるいは過失で、人に損害を与えた時の二つの場合にのみ加害者の責任がでる(過失責任主義)。加害者が人に使われている雇い入の場合で、雇い主がその事業を行なう範囲については、雇い主に対しても、損害賠償を請求することもできる(使用者責任)。

自動車事故による被害者の損害については、特に人身事故にかぎり、加害者に故意過失がない場合でも、損害賠償責任を負わされる、いわゆる無過失責任主義をとっている(自動車損害賠償保障法3条)。

また、被害者の損害の确实迅速な救済をはかるため、自動車損害の責任保険制度があり、死亡で300万円を限度として、損害は保険から支払ってもらえる。また、ひき逃げのように加害者のわからない場合も、自動車損害保障金だけはもらえるようになっている(自賠法72条)。

2 損害賠償の請求はどうするか

相手方は、債務不履行の場合は、不履行をした人、不法行為の場合は加害者であり、その損害は、ふつうは財産的損害と非財産的(精神的)損害にわかれ、後者に対する損害賠償請求は、慰謝料請求とも呼ばれる。

生命、身体、損害については、本来財産的に評価することは、困難であるが、金銭賠償を原則とするため、その損害を算定しなければならない。身体障害の場合は、その傷害を治すのに現実にかかった入院費、治療費、葬祭費等の損害（積極的損害）および傷害がなかったならば得ていたはずの利益を失った損害、たとえば収入が絶えたりへたりした損害（消極的損害、得べかりし利益の喪失による損害、逸失利益の損害）が考えられ、死亡についてもこの二種の損害が財産的損害として考えられる。

逸失利益の損害は、一般に事故当時収入のあった人については、その算定は比較的容易で、事故による減収分に、その減収に働けたはずの年数（稼働年数）を考慮して算定する。

ただ損害賠償は一時払が原則であるから、逸失利益を将来の相当年数にわたる分について請求する時は、現在一時払にするには中間利息を差引いて、その現在価格を出すことが必要である。中間利息の差引き方には、カルプツォウ式、ホフマン式、ライブニッツ式とあり、裁判所ではホフマン式が多く用いられているが、近頃はライブニッツ式が合理的であるといわれている。

II 権利実現の手続

1 損害賠償請求の手続

(A) 加害者・被害者間の示談手続

損害賠償請求で、一番簡単なのは、加害者と被害者間の話し合いで決定することである。現在損害賠償請求事件の98%までは、この話し合いすなわち示談で解決されている。本人同士でも、また正式に委任されていれば、代理人とでも示談はできる。示談は内容を明確にするために書面にするが、損害賠償が分割払い、後日払いになる場合は、強制執行認諾約款付きの公正証書を作成するか（公証人か作成する。）、あるいは即決和解調書（簡易裁判所に和解申立をして作成する。）にしておく、後日不払いがおこった場合に、強制執行が行ないやすい。

示談の内容は、慎重によく考えて決定しないと、一旦示談が成立すると、後日に変更は原則として認められない。

ただし、示談の前提となった損害のほかに、さらに予想外の非常に重い損害が発生した場合は、示談そのものが錯誤にもとづくとして無効にされることがある。

(B) 裁判所による手続

(i) 調停手続

示談が成立しない場合に、つぎに簡単な手続は、簡易裁判所で行なう調停手続である。申立費用が安く（訴訟の場合の内半額）、手続も簡易迅速に行なわれる。しかも当事者の互譲による解決を目標としているから、双方に満足の行く結果が得られることが多い。

しかも、調停が成立すれば調書が作成され、この調書は確定判決と同じ効力があり、強制執行が簡単にできる利点がある。

簡易裁判所は、相手の住所、居所、事務所の所在地の裁判所でもよいし、申立人と相手方が納得したらどの土地の地方裁判所にでも、簡易裁判所にでも申立ができる。

(4) 裁判手続

どうしても、示談・調停で解決がつかないときは、裁判手続によることになる。訴訟が長びくときは、緊急手段として仮処分によって、裁判所の判決または決定をもらい強制執行することもできる。

相手方が財産を隠しそうなときは、仮差押をしなければならない場合もある。

訴訟を起こすには、請求額が10万円以下の請求ならば簡易裁判所に、10万円をこえるときは地方裁判所に申立をする。

申立は、訴状に書くが、請求原因（債務不履行か不法行為か自動車事故による責任かなど）、事実関係および証拠、損害賠償額とその証拠、などを記入する。

民事裁判では、裁判所は当事者から申立てないことについては裁判できない。裁判してもらいたいことは、みな訴状に書かなければならない。

裁判は、一审の判決または決定に不服ならば控訴することができ、仮処分の裁判以外の裁判は控訴判決または決定に不服ならさらに上告できるから、判決または決定が確定するまでにはかなりの長い日時が必要であると予想しなければならない。

そのかわり、確定判決になれば強制執行が容易にできる。

裁判中でも、相手方と話しがつけば、和解ができる。即決和解と区別して、裁判中に行なわれる和解は、訴訟上の和解という。裁判の申立をした事件で、訴訟上の和解で解決されたものは70%前後ある。

訴訟上の和解は、調書に書かれると確定判決と同じ効力がある。

裁判は、原則的に弁護士に依頼するが、弁護士費用は、不法行為によ

る損害賠償請求においては、訴訟遂行に必要な範囲では、積極的財産損害の中に加えて、加害者に請求できる。

2 労働事件における手続

民間の労働事件は、民事訴訟法にしたがい、公務員の労働事件は、行政事件訴訟法による。

(A) 民事訴訟による場合の手続

(i) 民事本案訴訟

解雇無効確認あるいは、雇用関係存続確認を求める場合、未払い賃金を請求する場合に、この手続を使う。一審・控訴審・上告審と争えるから長日月を要する。

(ii) 仮 処 分

不当解雇に対する従業員の地位の保全を求める場合、未払い賃金の仮払いを求める場合、転勤命令の効力停止を求める場合等に、この手続を使う。本案訴訟と違って短時日のうちに、一応の権利の救済が行なわれる建前になっている。

(iii) 仮 差 押

賃金請求権を確保するため、使用者の財産に対して行なう手続である。使用者が倒産の時などに行なわれる。

(B) 行政訴訟による場合の手続

公務員が懲戒処分を取消を求める場合、処分の効力の執行停止を申立てる場合、労働委員会の救済命令申立の棄却命令に対して取消を求める場合等、に使う。

(C) どこに裁判所に訴えを起こすか

原則として被告の住所地（会社ならば本店所在地）の裁判所である。労働事件では、現に働いている場所は義務履行地であるから、その地の裁判所でもよいし、現に働いている事務所、工場の所在地でもよい。

場所がきまったら、訴える金額が10万円未満ならば、その地の簡易裁判所へ、10万円以上の事件、あるいは労働者の地位の確認のように価格の算定ができない事件は地方裁判所に、申立をする。

(C) 労働委員会に対する手続

不当労働行為に対する救済を求めるには、行為の日から一年以内ならば、地方労働委員会に申立てる。手続が簡易迅速な点に特徴がある。公労法の適用を受ける三公社五現業の職員の場合には公共企業体等労働委員会が救済機関となる。また、非現業の公務員にはこの手続は適用されない。別人事委員会による救済手続がある。不当労働行為事件の各当事者の住所地または主たる事務所の所在地の地方労働委員会に申立を行なう。労働組合の資格審査に適合しなければ、不当労働行為の救済を受けられないが、労働者個人が申立てをする場合には、組合の資格審査は必要としない。

救済は原状回復（たとえば原職復帰とバックペイ）を中心とする。

地方委員会の救済命令に不服があれば、命令書交付の日から15日以内に、中央労働委員会に再審査の申立をするか、あるいは命令交付の日から3箇月以内（使用者が訴えを提起する場合は、30日以内）に、地方労働委員会を被告として、地方裁判所に命令取消の行政訴訟を起こすことができる。

もっとも救済命令に対して、使用者から行政訴訟を起こす場合は、労働者の権利が侵害されたままになるから、労働委員会の申立により、裁判所は判決が確定するまでの間労働委員会の命令に従うべき旨を命ずる緊急命令を出すことができる。

中央労働委員会の再審査の命令に不服のある場合も、命令交付の日から3箇月以内（使用者が訴えを提起する場合は、30日以内）に、その取消を求める行政訴訟を起こすことができる。行政訴訟に対する不服は控訴・上告でできることになる。判決の確定によって、労働委員会の命令が支持された場合、その命令を履行しなかった使用者には制裁が加えられることになる。

Ⅲ 婦人に関係ある統計資料

第1表 男女別の平均寿命 (歳)

年 次	男	女
大正15～昭和 5年	44.82	46.54
昭和10～ 11	46.92	49.63
25～ 27	59.57	62.97
30	63.60	67.75
35	65.32	70.19
36	66.03	70.79
37	66.23	71.16
38	67.21	72.34
39	67.67	72.87
40	67.73	72.95
41	68.35	73.61
42	68.91	74.15

資料出所 厚生省大臣官房統計調査部「簡易生命表」

(注) 平均寿命とは0歳の平均余命

第2表 昭和42年簡易生命表(完全平均寿命)

年齢 x	女		男		年齢 x	女		男		年齢 x	女		男	
	e.x	°e.x	e.x	°e.x		e.x	°e.x	e.x	°e.x		e.x	°e.x	e.x	°e.x
0月	74.15	68.91			26	50.05	45.48			57	21.62	18.11		
1	74.71	69.62			27	49.10	44.55			58	20.79	17.35		
2	74.70	69.61			28	48.15	43.62			59	19.96	16.61		
3	74.67	69.61			29	47.19	42.68			60	19.15	15.89		
6	74.54	69.48			30	46.24	41.75			61	18.35	15.18		
0歳	74.15	68.91			31	45.29	40.82			62	17.56	14.48		
1	74.17	68.93			32	44.34	39.89			63	16.78	13.80		
2	73.30	68.25			33	43.38	38.97			64	16.01	13.14		
3	72.37	67.35			34	42.43	38.04			65	15.26	12.50		
4	71.42	66.42			35	41.49	37.12			66	14.52	11.87		
5	70.47	65.48			36	40.54	36.20			67	13.79	11.27		
6	69.51	64.53			37	39.60	35.29			68	13.08	10.68		
7	68.53	63.58			38	38.66	34.37			69	12.39	10.11		
8	67.56	62.62			39	37.72	33.47			70	11.72	9.56		
9	66.58	61.65			40	36.79	32.56			71	11.07	9.03		
10	65.60	60.68			41	35.86	31.66			72	10.44	8.52		
11	64.62	59.70			42	34.93	30.76			73	9.84	8.03		
12	63.63	58.73			43	34.00	29.87			74	9.25	7.56		
13	62.65	57.75			44	33.08	28.98			75	8.69	7.11		
14	61.67	56.78			45	32.17	28.09			76	8.16	6.68		
15	60.69	55.81			46	31.25	27.22			77	7.65	6.27		
16	59.71	54.85			47	30.35	26.34			78	7.17	5.88		
17	58.73	53.90			48	29.45	25.48			79	6.71	5.52		
18	57.76	52.95			49	28.55	24.62			80	6.28	5.19		
19	56.79	52.00			50	27.66	23.77			81	5.89	4.87		
20	55.82	51.06			51	26.78	22.90			82	5.53	4.58		
21	54.85	50.13			52	25.90	22.09			83	5.21	4.32		
22	53.89	49.19			53	25.03	21.27			84	4.93	4.10		
23	52.93	48.26			54	24.17	20.46			85	4.70	3.92		
24	51.97	47.33			55	23.31	19.66							
25	51.01	46.41			56	22.46	18.88							

資料出所 厚生省人口問題研究所「最近のおもな人口統計」(昭和42年)
完全平均寿命とは、x歳の生存数がその年齢までの平均寿命に等しいと仮定して、その平均して何年生きるからという期待値である。

第3表 男女別の15歳以上人口、労働人口、非労働人口

性	お	ひ	15 歳 以 上	勞 働 力	非 勞 働 力	勞 働 力 人 口
年	次		人 口	人 口	人 口	比 率 ³⁾
			万人	万人	万人	%
総	昭和30年		5,925	4,194	1,723	70.8
	35		6,520	4,511	1,998	69.2
	36		6,938	4,652	2,282	67.1
	39		7,122	4,710	2,408	66.1
	40		7,287	4,787	2,497	65.7
	41		7,432	4,891	2,537	65.8
	42 ¹⁾		7,557	4,983	2,570	65.9
	42 ²⁾		7,557	4,983	2,570	65.9
	43		7,678	5,061	2,609	65.9
	男	昭和30年		2,857	2,455	398
35			3,151	2,673	472	84.8
38			3,358	2,791	566	83.1
39			3,447	2,831	614	82.1
40			3,529	2,884	644	81.7
41			3,602	2,942	658	81.7
42 ¹⁾			3,665	2,992	672	81.6
42 ²⁾			3,665	2,992	635	81.6
43			3,724	3,058	637	82.1
女		昭和30年		3,068	1,740	1,325
	35		3,370	1,838	1,526	54.5
	38		3,581	1,862	1,717	52.0
	39		3,675	1,878	1,794	51.1
	40		3,758	1,903	1,853	50.6
	41		3,831	1,949	1,880	50.9
	42 ¹⁾		3,892	1,991	1,900	51.2
	42 ²⁾		3,892	1,991	1,900	51.2
	43		3,954	2,003	1,947	50.7

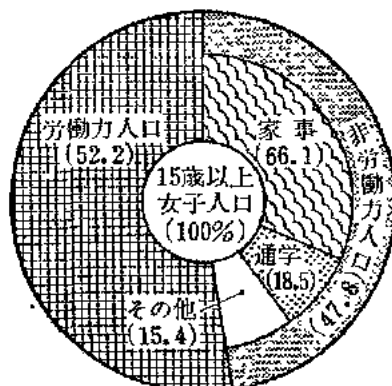
資料出所 総理府統計局「労働力調査」

(注) 1) 旧調査方式に調整した数字

2) 新調査方式に調整した数字

3) 15歳以上人口に対する労働力人口の割合

[第1図] 女子の労働力状態



資料出所 総理府統計局「労働力調査」(42年)

(注) 新調査方式に調整した数字

第4表 雇用者数の推移

年	実 数			対 前 年 増 加 率		雇用者総数 中女子の占 める比率
	計	女	男	女	男	
	万人	万人	万人	%	%	%
1964	2,763	876	1,887	2.7	3.7	31.7
1965	2,876	913	1,963	4.7	4.0	31.7
1966	2,994	969	2,025	6.1	3.2	32.4
1967	3,071	1,004	2,067	3.6	2.1	32.7
※1968	3,148	1,032	2,117	2.8	2.4	32.8

総理府統計局——労働力調査

(注) 1968年は新調査方式に調整した数字である。1000位以下4捨5入のため総数と一致しないことがある。

第5表 配偶関係別女子雇用者数の推移（非農林業）

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死 別・離 別
1964	821万人(100.0)	460万人 (56.1)	270万人 (32.9)	90万人 (11.0)
1965	860 (100.0)	466 (54.2)	300 (34.9)	94 (10.9)
1966	916 (100.0)	487 (53.2)	329 (35.9)	100 (10.9)
1967	954 (100.0)	502 (52.6)	352 (36.9)	99 (10.4)
※1968	1,019 (100.0)	515 (50.5)	398 (39.1)	106 (10.4)

総理府統計局——労働力調査

(注) 1) () 内は構成比(%)である。

2) 1967年までは旧数値であり、1968年は新調査方式である。

第6表 年齢階級別女子雇用率の推移（非農林業） (%)

年	総 数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～54歳	55～64歳	65歳以上
1964	22.3	29.8	53.7	22.7	19.3	17.9	7.6	1.8
1965	22.9	29.5	54.0	23.6	19.7	19.3	8.7	1.7
1966	23.9	31.6	55.4	24.6	20.8	20.8	9.7	2.0
1967	24.5	32.6	55.9	25.7	21.4	21.7	10.3	2.2
※1968	25.8	33.0	57.4	26.5	22.2	24.1	11.7	2.3

総理府統計局——労働力調査

(注) 1) 雇用率 = $\frac{\text{非農林雇用者数}}{\text{15歳以上人口}}$

2) 1967年までは旧数値であり、1968年は新調査方式である。

第7表 産業別・パートタイマーの雇用事業所数の割合

計	鉱 業	建設業	製造業	卸売業・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	運 輸 通信業	電気・ ガス・ 水道業
28.5	4.8	9.9	35.8	33.0	15.8	35.3	13.7	7.4

(注) 産業ごとの調査対象事業所数を100とした割合である。

第8表 製造業規模別、パートタイマーの雇用事業所の割合

計	5,000人以上	1,000～ 4,999人	500～999人	100～499人	30～99人
35.8	62.5	56.7	56.6	44.1	31.8

(注) 製造業の各規模別事業所数を100とした割合である。

第9表 パートタイマーの性別雇用状況

産 業	計	男 の み	女 の み	男女とも
産 業 計	100.0	11.4	65.0	23.6
鉱 業	100.0	—	81.5	18.5
建設業	100.0	7.6	42.9	49.5
製造業	100.0	8.8	69.1	22.2
卸売業・小売業	100.0	14.0	62.3	23.7
金融・保険業	100.0	6.1	67.0	26.9
不動産業	100.0	15.8	55.9	23.3
運輸通信業	100.0	41.3	36.6	22.2
電気・ガス・水道業	100.0	15.9	65.1	19.0

第10表 雇用態様別事業所数の割合

産 業	計	平常時の労働力の一部として雇用した	一時的に雇用した	平常時と一時的との両方雇用した
産 業 計	100.0	43.0	36.8	20.1
鉱 業	100.0	35.2	46.3	18.5
建設業	100.0	40.9	41.4	17.7
製造業	100.0	47.3	33.7	19.1
卸売業・小売業	100.0	34.4	38.9	26.7
金融・保険業	100.0	38.3	56.1	5.7
不動産業	100.0	43.4	37.5	19.1
運輸通信業	100.0	35.7	46.2	18.1
電気・ガス・水道業	100.0	39.7	54.0	6.3

資料出所 労働大臣官房労働統計調査部「雇用管理に関する調査報告」(43年)
 (注) パートタイマーを雇用している事業所数=100

第11表 産業別1人平均月間現金給与額(1968年平均)

産 業	数	現金給与総額(5人~29人)		現金給与総額(30人以上)	
		女	男	女	男
総		25,663円	50,492円	31,553円	65,595円
鉱 業		21,492	44,123	25,345	59,278
建設業		22,763	46,903	25,345	57,376
製造業		23,040	49,749	28,518	64,782
卸売小売業		26,784	43,618	33,233	64,370
金融保険業		35,621	67,684	42,765	92,946
不動産業		32,596	70,983	33,825	86,460
運輸通信業		34,708	57,085	42,027	67,803
電気ガス水道業		41,600	70,215	48,305	85,052

労働省—毎月勤労統計調査

第12表 一般基準看護料 昭和44年2月現在

	看護料		標準	看護料		看護補助者	食費		
	看護者	看護料		看護料	看護補助者				
北海道	1,700	2,040	2,550	1,500	1,300	2,250	1,400	1,680	300
青森県	1,800	2,700		1,600	2,400		1,500	2,250	150
岩手県	1,580	1,896	2,195	1,470	1,826	2,030	1,360	1,654	350
宮城県									
秋田県	1,350	1,755	2,025	1,300	1,690	1,950	1,250	1,560	200
山形県	1,350	1,755	2,025	1,300	1,690	1,950	1,250	1,560	200
福島県	2,200	2,600	3,377	1,870	2,431	2,805	1,650	2,145	250
栃木県	1,700	2,070					1,400	1,600	300
群馬県	1,530	1,835	2,205	1,219	1,463	1,829	1,070	1,284	200
埼玉県	2,000	2,600	3,000	1,700	2,210	2,550	1,500	1,950	250
千葉県	2,200	2,850	3,300	1,870	2,431	2,805	1,650	2,145	300
東京都	2,000	2,600	3,030	1,700	2,210	2,550	1,500	1,950	250
	2,600	3,200	3,600	2,210	2,720	3,060	1,950	2,400	250
神奈川県	2,200	2,850	3,300	1,870	2,431	2,805	1,650	2,145	250
新潟県	1,500	1,800	2,250				1,200	1,400	200
富山県	1,500	1,800	2,250				1,200	1,400	200
石川県									患者負担
福井県	1,520	1,860	2,080				1,250	1,500	200
山梨県	1,500	1,800					1,200	1,560	患者負担
長野県	1,700	2,210	2,550				1,400	1,820	200
岐阜県	2,000	2,500	2,800	1,700	1,900	2,500	1,300	1,700	300
静岡県	2,200	2,860	3,300	1,870	2,431	2,805	1,650	2,145	250

雙葉	1,640	1,968	2,460	1,340	1,608	2,010	1,220	1,464	200
三重	1,500	1,700	1,800	1,400	1,500	1,600	1,200	1,300	250
滋賀	1,900	2,220	2,890				1,400	1,600	300
京都	1,800	1,900	2,000	1,600	1,700	1,800	1,500	1,600	300
大阪	1,800	1,900	2,000	1,600	1,700	1,800	1,500	1,600	250
奈良	1,700	1,800	1,850	1,500	1,600	1,700	1,200	1,300	250
和歌山									
鳥取	1,580	1,896		1,480	1,773		1,180	1,416	200
島根	1,600	1,900	2,400	1,400	1,700	2,100	1,200	1,400	
岡山	2,000	2,400	3,000	1,760	2,100	2,600	1,320	1,600	210
広島	1,540	1,850	2,310	1,230			1,080	1,280	170
山口	1,300	1,500					1,000	1,300	求人負担
徳島	1,500	1,700	1,850	1,300	1,500	1,700	1,100	1,300	250
香川	1,500	1,800	1,950				1,300	1,560	200
愛媛									
高松	1,580	1,898	2,370	1,280	1,536	1,920	1,120	1,344	150
福井	2,300	2,600	2,900	2,100	2,400	2,700	1,700	2,000	300
佐賀	1,450	1,700	2,800	1,250	1,450	2,750	1,100	1,350	200
長崎	1,500	1,800	2,000				1,250	1,380	200
熊本	1,500	2,000	2,300				1,300	1,700	300
大分							930		求人負担
宮崎	1,230			1,060					求人負担
鹿児島	1,300	1,450	1,800	1,200	1,300	1,500	1,100	1,250	

資料出所 日本陸軍省海軍部、海軍婦科連合会

- 1) 食費は看護料金中に含まれている。
- 2) 一般家庭に派遣の場合は更に20~30%割増料金となる。
- 3) 伝は法廷伝染病

第13表 1人平均月間給与総額の推移（規模30人以上）

年	現金給与総額		対前年増加率	
	女	男	女	男
1964	19,877円	42,551円	10.2%	9.7%
1965	22,275	46,571	12.1	9.4
1966	24,867	51,856	11.6	11.3
1967	27,494	57,817	10.6	11.5
1968	31,553	65,595	14.8	13.5

労働省——毎月勤労統計調査

（注）1967年に調査対象のサノブル替えが行なわれたのでその前後には若干の断層がある。

第14表 定年制実施事業所数の割合

(1) 産業別

計	鉱業	建設業	製造業	卸売業 小売業	金融・ 保険業	不動産業	運輸 通信業	電気・ ガス・ 水道業
69.0	58.2	41.4	65.6	68.9	96.4	81.2	87.8	99.5

(2) 規模別

計	5,000人以上	1,000～4,999人	500～999人	100～499人	30～99人
69.0	93.7	95.3	96.5	76.6	51.0

（注）製造業の各規模別事業所数を100とした割合である。

第15表 定年のきめ方別事業所数の割合

種類	計	5,000人以上	1,000～ 4,999人	500～ 999人	100～ 499人	30～ 99人
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一律定年制	74.2	79.7	73.4	66.2	69.5	77.6
男女別定年制	21.4	8.6	21.6	27.4	27.9	20.0
その他	4.4	11.7	4.9	6.4	2.6	2.3

第16表 男女別定年制における定年年齢別
事業所数の割合

女 子

産 業	39歳以下	40～44歳	45 歳	46～49歳	50 歳	51～54歳	55 歳
産 業 計	11.2	10.3	16.2	2.1	41.6	3.6	15.0
鉱 業	3.2	—	24.5	3.2	55.3	—	13.8
建 設 業	9.3	17.3	2.2	—	56.5	—	14.6
製 造 業	5.6	8.3	15.1	3.0	46.7	3.2	17.9
卸売業・小売業	23.3	15.0	18.3	1.1	31.3	3.5	7.6
金融・保険業	22.8	6.3	33.5	—	20.9	4.2	12.3
不 動 産 業	29.5	14.1	5.1	—	48.7	—	2.6
運輸通信業	8.7	10.8	14.8	—	33.4	12.7	19.5
電気・ガス・水道業	—	—	—	—	—	—	100.0

男 子

産 業	54歳以下	55歳	56歳	57歳	58歳	60歳	65歳	その他
産 業 計	0.7	60.3	3.0	7.0	3.3	23.7	1.8	—
鉱 業	—	75.5	—	10.6	—	3.2	10.6	—
建 設 業	—	24.8	—	—	3.7	52.8	18.7	—
製 造 業	1.1	62.4	2.6	6.5	4.0	21.8	1.5	—
卸売業・小売業	—	62.6	3.5	8.5	0.6	24.1	0.5	—
金融・保険業	—	48.6	1.1	6.2	12.3	31.8	—	—
不 動 産 業	—	71.8	—	—	—	28.2	—	—
運輸通信業	—	58.5	12.5	12.4	0.2	16.4	—	—
電気・ガス・水道業	—	—	—	100.0	—	—	—	—

資料出所 労働大臣官房労働統計調査部「雇用管理に関する調査報告」(43年)

(注) 男女別定年制を採用している事業所数=100

第17表 産業別、規模別、結婚退職の有無別事業所構成比

(%)

産 業	結婚退職の有無		計	退職することになっている	退職することになっている	退職することになっている事業所						明 不		
	規 模	校				小 計	就業規則 による	労働協約 による	協約趣 による	内規に よる	横行に よる		その他	明 不
商 業	小 計		100.0	95.2	4.2	100.0	16.3	0.4	5.4	18.3	38.5	12.1	9.4	0.6
	500人以上		100.0	93.4	6.0	100.0	11.0	7.3	5.8	0.5	67.5	8.4	—	0.6
	100~499人		100.0	93.1	6.9	100.0	12.1	1.9	3.7	20.1	59.6	4.4	—	—
	30~99人		100.0	94.4	5.0	100.0	7.9	—	5.1	17.1	40.9	29.2	—	0.6
	10~29人		100.0	96.1	3.2	100.0	25.2	—	6.3	19.3	28.2	—	21.0	0.7
建 設	小 計		100.0	92.9	1.1	100.0	0.5	—	8.3	0.5	91.1	—	—	6.0
	500人以上		100.0	85.5	14.5	100.0	8.3	—	8.3	8.3	8.3	—	—	—
	100~499人		100.0	88.5	11.5	100.0	—	—	8.3	—	91.7	—	—	—
	30~99人		100.0	97.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.7
	10~29人		100.0	90.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9.7
製 造 業	小 計		100.0	96.2	3.6	100.0	6.2	0.2	—	16.0	39.5	18.2	20.0	0.2
	500人以上		100.0	93.9	5.2	100.0	9.1	9.1	—	—	72.7	9.1	—	0.9
	100~499人		100.0	95.7	4.3	100.0	—	—	—	40.0	60.0	—	—	—
	30~99人		100.0	93.4	5.9	100.0	12.5	—	—	25.0	25.0	37.5	—	0.7
	10~29人		100.0	97.7	2.3	100.0	—	—	—	—	50.0	—	50.0	—
卸売業小売業	小 計		100.0	89.7	10.3	100.0	52.1	—	1.2	4.6	30.4	12.9	—	—
	500人以上		100.0	86.7	11.3	100.0	35.7	—	—	—	42.9	21.4	—	—
	100~499人		100.0	79.4	20.6	100.0	23.8	—	4.8	19.0	52.4	4.8	—	—
	30~99人		100.0	87.2	12.3	100.0	—	—	—	—	60.0	40.0	—	—
	10~29人		100.0	92.6	7.4	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—

金融保険業	小計	100.0	90.3	9.7	100.0	3.2	2.4	29.4	20.1	44.9	—	—
	500人以上	100.0	90.2	9.8	100.0	—	—	42.9	—	57.1	—	—
	100~499人	100.0	87.1	12.9	100.0	30.8	23.1	7.7	—	38.5	—	—
	30~99人	100.0	92.5	7.5	100.0	—	—	40.0	20.0	40.0	—	—
	10~29人	100.0	87.9	12.1	100.0	—	—	25.0	25.0	50.0	—	—
不動産業	小計	100.0	91.9	8.1	100.0	37.2	—	20.9	—	62.8	—	—
	500人以上	100.0	75.0	25.0	100.0	—	—	—	—	100.0	—	—
	100~499人	100.0	95.7	4.3	100.0	25.0	—	—	—	75.0	—	—
	30~99人	100.0	86.0	14.0	100.0	41.7	—	25.0	—	58.3	—	—
	10~29人	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸通信業	小計	100.0	96.8	3.2	100.0	—	1.0	39.1	37.1	13.9	9.9	—
	500人以上	100.0	94.2	5.7	100.0	—	16.7	16.7	—	66.7	—	—
	100~499人	100.0	96.2	3.8	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0	—
	30~99人	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10~29人	100.0	94.4	5.6	100.0	—	—	50.0	50.0	—	—	—
電気・ガス・水道業	小計	100.0	96.1	3.9	100.0	22.7	—	9.1	45.5	22.7	—	—
	500人以上	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100~499人	100.0	99.1	0.9	100.0	—	—	100.0	—	—	—	—
	30~99人	100.0	95.7	4.3	100.0	50.0	—	—	—	50.0	—	—
	10~29人	100.0	88.9	11.1	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—
サービス業	小計	100.0	97.0	2.5	100.0	0.4	—	—	54.3	45.3	—	0.2
	500人以上	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100~499人	100.0	98.1	1.9	100.0	3.2	—	—	—	96.8	—	—
	30~99人	100.0	97.5	2.5	100.0	0.5	—	—	1.0	98.5	—	0.0
	10~29人	100.0	97.0	2.7	100.0	—	—	—	93.8	6.3	—	0.3

資料出所 労働省婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査」(41年)

第18表 産業別、親族別、結婚による身分変更の有無別事業所構成比 (%)

除業	結婚による身分 変更の有無	計	変更する ことにな っていない	変更することにな っている	身分変更することになっている事業所							不明	
					小計	就業規則 による	労働協約 による	所内規 による	その他		不明		
									小計	不明			
除業	親族	小計	100.0	95.0	2.1	100.0	1.1	0.2	14.4	56.4	4.2	25.8	2.9
		500人以上	100.0	94.6	3.7	100.0	27.6	8.6	31.9	35.3	—	5.2	1.7
		100~499人	100.0	97.0	1.3	100.0	10.3	—	—	11.0	78.2	—	1.7
		30~99人	100.0	95.9	0.9	100.0	—	—	92.9	1.1	—	—	0.2
		10~29人	100.0	94.2	2.9	100.0	—	—	—	69.8	—	30.2	2.9
建設業	親族	小計	100.0	93.7	1.6	100.0	—	—	—	0.3	—	99.7	4.7
		500人以上	100.0	91.6	1.2	100.0	—	—	—	100.0	—	—	7.2
		100~499人	100.0	97.1	—	—	—	—	—	—	—	—	2.9
		30~99人	100.0	97.3	—	—	—	—	—	—	—	—	2.7
		10~29人	100.0	90.3	3.2	100.0	—	—	—	—	—	100.0	6.5
製造業	親族	小計	100.0	94.2	3.5	100.0	0.4	0.2	12.7	62.2	4.1	20.5	2.3
		500人以上	100.0	94.8	3.8	100.0	25.0	12.5	25.0	50.0	—	—	1.4
		100~499人	100.0	98.3	1.7	100.0	—	—	—	—	100.0	—	—
		30~99人	100.0	95.5	1.5	100.0	—	—	100.0	—	—	—	3.0
		10~29人	100.0	92.0	4.7	100.0	—	—	—	75.0	—	25.0	2.3
卸売業小売業	親族	小計	100.0	94.4	1.0	100.0	11.5	—	63.1	11.5	11.5	2.3	4.6
		500人以上	100.0	90.3	8.1	100.0	—	—	70.0	—	—	30.0	1.6
		100~499人	100.0	88.2	3.0	100.0	33.3	—	—	33.3	33.3	—	8.8
		30~99人	100.0	92.0	2.6	100.0	—	—	100.0	—	—	—	5.1
		10~29人	100.0	96.3	—	100.0	—	—	—	—	—	—	3.7

[illegible]

資料出所 労働省婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査」(41年)

第19表 交通事故による死傷者の

区 分 年 齢 別	人 口			死 者			
	計	男	女	計	人口10万 人 当 り	男	人口10万 人 当 り
合 計	101,408	49,603	51,605	14,256	14.1	10,951	22.0
5 歳 以 下	10,087	5,166	4,921	1,107	11.0	682	13.2
6 歳 ～ 8 歳	4,677	2,383	2,293	393	8.4	251	10.5
9 歳 ～ 12 歳	6,273	3,191	3,082	200	3.2	146	4.6
13 歳 ～ 15 歳	5,197	2,643	2,554	210	4.0	175	6.6
16 歳 ～ 19 歳	8,652	4,384	4,269	1,391	16.1	1,215	27.7
20 歳 ～ 24 歳	9,588	4,801	4,788	1,569	16.4	1,381	28.8
25 歳 ～ 29 歳	8,838	4,376	4,462	1,116	12.6	1,007	23.0
30 歳 ～ 34 歳	8,389	4,183	4,206	1,000	11.9	863	20.6
35 歳 ～ 39 歳	7,986	4,010	3,976	1,006	12.6	859	21.4
40 歳 ～ 44 歳	6,969	3,414	3,555	942	13.5	763	22.3
45 歳 ～ 49 歳	5,321	2,350	2,970	788	14.8	610	26.0
50 歳 ～ 54 歳	4,716	2,159	2,557	636	17.7	642	29.7
55 歳 ～ 59 歳	4,329	2,024	2,306	879	20.3	627	31.0
60 歳 ～ 64 歳	3,486	1,675	1,811	785	22.5	523	31.2
65 歳 ～ 69 歳	2,869	1,357	1,512	760	27.2	502	37.0
70 歳 以 上	4,031	1,687	2,343	1,254	31.1	705	41.8

資料出所 警察庁交通局「交通統計」(43年)

(注) 人口は、総理府統計局調べによるもので、昭和43年10月1日現在の推計人口(人口は四捨五入されている関係上男女の合計が一致しない年齢層がある。)

年齢別、男女別発生状況

数		負 傷 者 数					
女	人口10万人 人 当 り	計	人口10万人 人 当 り	男	人口10万人 人 当 り	女	人口10万人 人 当 り
3,305	6.4	828,071	816.6	637,271	1,279.6	190,800	369.7
425	8.6	51,467	510.2	33,346	645.5	18,119	368.2
142	6.2	24,966	533.8	16,769	703.7	8,197	357.5
54	1.8	17,916	285.6	11,906	373.1	6,010	195.0
35	1.4	15,961	307.1	11,112	420.4	4,849	189.9
176	4.1	108,498	1,254.0	87,893	2,004.9	20,605	482.7
188	3.9	139,974	1,459.9	111,687	2,326.3	28,287	590.8
109	2.4	107,784	1,219.6	90,149	2,060.1	17,635	395.2
137	3.3	89,338	1,064.9	73,479	1,756.6	15,859	377.1
147	3.7	72,220	904.3	57,023	1,422.0	15,197	382.2
179	5.0	52,985	760.3	39,712	1,163.2	13,273	373.4
178	6.0	36,312	682.4	26,047	1,108.4	10,265	345.6
194	7.6	31,166	660.9	22,500	1,042.1	8,666	338.9
252	10.9	27,701	639.9	20,227	999.4	7,474	324.1
262	14.5	20,630	591.8	14,928	891.2	5,702	314.9
273	18.4	15,427	537.7	10,786	794.8	4,641	306.9
549	23.4	15,726	390.0	9,705	575.3	6,021	257.0

口である。

第20表 自動車損害賠償保率法、労働者災害補償保険法（抜粋）

等級表

自賠法	等級	後遺障害	障害	自賠法 賠償額	労災補償 給付の内容
労災保険	第1級	1 両眼が失明したもの 2 そしやく及び言語の機能を廃したものの 3 精神に著しい障害を被し、常に介護を要するもの 4 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 半身不随となったもの 6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの	害	300万円	当該障害の存 する期間1年 につき給付基 礎日額の240 日分
	第2級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 両上肢を肘関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの		266万円	同 213日分
	第3級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしやく又は言語の機能を廃したものの 3 精神に著しい障害を残し、終身労働に服することができない		235万円	同 188日分

11

17

		もの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	206万円	同 164日分
第 4 級		1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失ったもの 4 一上肢をひざ関節以上で失ったもの 5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの		
第 5 級		1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 一上肢を腕関節以上で失ったもの 3 一下肢を足関節以上で失ったもの 4 一上肢の用を全廃したもの 5 一下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指全部を失ったもの	177万円	同 142日分
第 6 級		1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに換しなれば大声を解することができないもの 4 せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 5 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの	150万円	同 120日分

	第 7 級	6 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 7 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失ったもの	125万円	給付基礎日額の 100日分
	1 一眼が失明し、他眼の視力が 0.6 以下になったもの 2 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が 40 センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの 3 精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 一手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失ったもの 7 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廃したもの 8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 女子の外ばうに著しい醜状を残すもの 13 両側のこう丸を失ったもの		101万円	同 450日分
	第 8 級	1 一眼が失明し、又は一眼の視力が 0.02 以下になったもの 2 せき症に運動障害を残すもの		

1

7

		第 9 級		78万円 面 350日分
3 一手の母指を含み二の手指を失ったもの 4 一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指の用を廃したもの 5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 8 一上肢に仮関節を残すもの 9 一下肢に仮関節を残すもの 10 一足の足指の全部を失ったもの 11 ひ臓又は一側のじん臓を失ったもの				

12 生養器に著しい障害を残すもの
13 精神に障害を残し、服することができるほどの労働が相当な程度に制限されるもの

	第 10 級	14 神経系統の機能に障害を残し、服することができる労働が相当な程度に制限されるもの	60万円	給付基礎日額の 270日分
	第 10 級	1 一眼の視力が 0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3 一四肢以上に欠損を補つてつを加えたもの 4 聴覚の大部分の欠損その他により一耳の聴力が耳かくに換しなれば大声を解することができないもの 5 一手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の二の手指を失ったもの 6 一手の母指の用を失ったもの、示指を含み二の手指の用を失ったもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を失ったもの 7 一下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの 8 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの 9 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 10 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの		
	第 11 級	1 両眼の視力に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 聴覚の中等度の欠損その他により一耳の聴力が 40 センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの 5 せきはに奇形を残すもの 6 一手の中指又は薬指を失ったもの 7 一手の示指の用を失ったもの又は母指及び示指以外の二の手指の用を失ったもの	45万円	同 200日分

D

D

		31万円	同 140日分
8 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を失ったもの 9 胸腹部臓器に障害を残すもの			
第12級	1 一眼の眼珠に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は肩胛骨に著しい畸形を残すもの 6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に畸形を残すもの 9 一丁の中指又は薬指の用を失ったもの 10 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含みこの足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの 11 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を失ったもの 12 肩部にがん肉な神経症状を残すもの 13 男子の外ばうに著しい醜状を残すもの 14 女子の外ばうに醜状を残すもの	20万円	同 90日分
第13級	1 一眼の視力が0.6以下になつたもの 2 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまぶたを失つたもの 4 一手の小指を失ったもの 5 一手の足指の指骨の一部を失ったもの 6 一手の示指の指骨の一部を失ったもの		

		7 一手の示指の末関節の屈伸することができなくなったもの 8 下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの 10 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの	11万円	同	50日分
第14級	1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまぶたはげを残すもの 2 三歯以上に對し齒科補てつを加えたもの 3 上肢の露出面にてのひらの大きな醜いあとを残すもの 4 下肢の露出面にてのひらの大きな醜いあとを残すもの 5 一手の小指の用を廃したもの 6 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの 8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの 10 男子の外ばうに醜状を残すもの				
(注) 1級~7級は年金の額 8級~14級は一時金の額					

判例にみる

婦人の能力評価と労働権

昭和45年3月15日 印刷

昭和45年3月20日 発行

編集兼 労働省婦人少年局
発行人

印刷所 信毎書籍印刷株式会社
